

第二十六回国会 衆議院 大蔵委員会 公聴会 議録 第一号

昭和三十三年三月十三日(水曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事 有馬 英治君 理事 黒金 泰美君

理事 小山 長規君 理事 高見 三郎君

理事 藤枝 泉介君 理事 平岡忠次郎君

理事 横峯 重吉君

理事 浅香 忠雄君 奥村又十郎君

理事 加藤 高藏君 吉川 久衛君

理事 杉浦 武雄君 竹内 俊吉君

理事 内藤 友明君 前田房之助君

理事 有馬 輝武君 石村 英雄君

理事 春日 一幸君 神田 大作君

理事 久保田鶴松君 横山 利秋君

理事 石野 久男君

出席政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵事務官 (主税局長) 原 純夫君

出席公述人

慶応大学教授 高木 寿一君

芝浦製作所 専務取締役 西野嘉一郎君

全国銀行協会 大和銀行頭取 寺尾 威夫君

日本労働組合総 評議会事務局長 岩井 章君

税理士、公 認会計士 前川万治郎君

日本証券業協会 連合会専務理事 吉田 政治君

日本橋法律会計 事務所相談所所長 平石 甫君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

本日の会議に付した案件
所得税法の一部を改正する法律案及
び法人税法の一部を改正する法律案
について

○山本委員長 これより大蔵委員会公
聴会を開会いたします。

この際御出席の公述人各位に一言
ごあいさつを申し上げます。本日は御
多忙中のところを当委員会の公聴会に
御出席下さいましたことにつきまして
は、委員一同を代表して厚くお礼を申
し上げます。申すまでもなく、当公聴
会において御意見を承ります。所得税
法の一部を改正する法律案及び法人税
法の一部を改正する法律案につきま
しては、租税特別措置法案とともに最も
重要な歳入法案であります。当委員会
はもちろ、院の内外を問わず活発な
論議が展開されておりますので、こ
に公聴会を開き、広く各界の学識経験
者並びに利害関係者の御意見を承わ
り、もって審査の慎重を期すものと
し、その審査を一そう徹底せしめんと
するものでございます。何とぞ各位
におきましては、あらゆる角度から忌
憚のない御意見を述べ下さいますよ
う、お願い申し上げます。

なお議事の順序について申し上げます
が、公述人各位の御発言の順序は、
特に必要ある場合は適宜委員長にお
いて取り計らいますが、大体公述人名簿
にありまします順序によって御発言
願うこととし、お一人の公述時間は、大
体十五分以内でお願いいたしますと存
じます。また公述人各位に対して委員
より御質疑があることと存じますが、
高木公述人、西野公述人及び寺尾公述
人は特に御所用の由でありますので、
三君の公述に対する質疑は、三君の公
述が終了したあとでお願いすることに
し、その他の公述人の方々に対しま
しては、一通り公述が終了しましたあと
で一括してお願いすることといたしま
す。

なお念のために申し上げますが、衆
議院規則の定めるところにより、御発
言の際は、委員長の許可を得た上で御
起立して御発言願ひ、また御発言の内
容は、意見を求められた範囲を越えて
はならないことになっております。ま
た委員の質疑の際に、公述人より委員
に対して質疑をすることはできないこ
とになっておりますので、御了承願
っております。

それではこれより順次公述人の御意
見を承ねることといたします。まず最
初は、慶応大学教授高木寿一君にお願
いいたします。高木君。

○高木公述人 ただいま御紹介を受け
ました高木寿一でございます。御指定
の時間内に、所得税と法人税を中心と
する租税計画、ことに減税の問題につ
いて、私の考えておりますことを申
し述べたいと存じます。

現在、すなわち三月現在の実情と減
税問題とが、かけ離れた基盤の上で論
議が進められておると私は思います。
従って三十二年度の租税計画を論議す
る根本の出発点が誤まっておると思

います。先ほど委員長もおっしゃいま
したように、率直に申し上げてみたい
と思ひます。これは誤まっておると言
つては言い過ぎかもしれませんが、誤ま
る結果になっておると私は思ひます。
根本的な前提条件が誤まっております
れば、その上に立つ租税計画もまた完
全ではあり得ないのは当然だろうと存
じます。まずそれらの点について二、
三申し述べたいと思ひます。

日本の租税制度におきましては、申
すまでもなく、相続税を除きましては
すべて国民の所得を源泉としておりま
すから、国民の所得が増大すれば、そ
の割合で租税収入が当然増加いたしま
す。ですから、所得の増加に対する租
税収入の増加、すなわち自然増収額の
割合、これを源泉租税率と申します
が、日本の現行租税率についてこれを検
討してみますと、約二七％であるとい
は推計しております。これは数回私が
いろいろ研究してみましたが、日本
の租税制度における源泉租税率は、
所得の増加から生じてくる租税収入の
増加の割合であります。これは大体
二七％であります。ですから、国民
所得が一兆円増加いたしますれば、租
税収入は二千七百億増加する結果を生
ずる租税構造であります。しかし念の
ために申し上げますが、国民の所得の増加
が租税収入の自然増加となつて現われ
るまでには、約四カ月ないし五カ月の
時間的ずれ、いわゆる時のおくれがあ
ります。所得の増加額に対して二
七％の自然増収を生ずる租税構造であ

りますが、しかし所得が増加して、そ
れが租税の増加に現われるまでには、
約四カ月ないし五カ月のおくれがあり
ます。もちろん源泉控除が行われる場
合には早く現われて参りますけれども、
租税制度全体として申し上げておるの
であります。

そこで、御承知の通り日本の経済
は、一昨年の末から現在までに経済
規模の拡大、国民所得の増加が続いて
おりますから、約四カ月のおくれを
もつて国民所得の増加に現われて参り
ます。従つて臨時税制調査会の答申に
おきましては、三十二年度の自然増収
を約五百億ないし六百億程度と見込
んでおります。この増収見込みの上に
立つて一千億の減税と租税特別措置の
整理、物品税の増徴を提案したわけで
あります。しかし、この臨時税制調査会
の提案の基礎になつております三十
二年度における自然増収の見込み額と
いうものは、昨年の八月から九月へか
けての増収見込みを基礎にしておりま
す。ところが、先ほど申しましたよう
に、租税の増収は国民所得の増加を約
四カ月おくれで反映いたしますから、
臨時税制調査会がいろいろの減税計
画、千億の所得税減税及び租税の特
別措置の整理、物品税の増徴を提案する
その計画は、昨年のおそくも六、七月、
まあ五、六月の所得の増加を反映した
租税収入見込み額でございます。その
後、申すまでもなく経済の規模は拡大
し、国民所得は増加を続けておりま
す。ところが、政府の提案されました

三十二年度の予算案では、これは、地方譲与税は別といたしまして、国税の自然増収額は約千九百二十二億円となつております。これにたばこの専売益金、これは租税専売でありますし、たばこ税でありますから、これを加えると、これが五十五億増加を見込んでおられますから、合せて千九百七十七億円でありますが、これは昨年の十一月ごろまでの所得の増加を反映した自然増収の見込み額であります。従つて、その後三十一年度の国民所得の増加は続いておりますから、ただいま、すなわち三月現在における自然増収見込み額は、この三十二年度予算のときに政府が示されております自然増収とはだいぶ違つております。先ほど現行税制の限界租税函数は二七％であると申しましたが、大事をとつて二五％であるとして、内輪に考へてみることにいたしました。三十一年度の予算編成の當時における国民所得の推計額、これは昨年の二月初めに企画庁が発表されたのでありますが、これでは六兆九千七百十億であります。ところがその後の推計額、ことしの一月二十六日という日付で出ております経済企画庁の三十二年度経済計画の大綱、この十七ページに示しております所得の推計額、三十二年度の見通し、その差額をとつてみますと一兆二千九百十億円であります。先ほど申しましたように、一兆二千九百十億円の二七％の自然増収を生ずる、さらに内輪に考へてみましても、三十二年度の自然増収見込み額は、政府の言われるように千九百七十二億、たばこ税を加えて千九百七十七億でありますか、それとはだいぶ隔

たりがあります。従つて私は、三十二年度の自然増収額は二千五百億をこえることは確実であると思ひます。そのことについては、なおすぐ後に申し上げますが、それでは三十一年度内の国税の自然増収、これはやはり地方譲与税を除きますが、現在すでに一千百億円をこえるという見込みは確実に大蔵省において立っているはずであります。これは、先ほど申しました経済企画庁の分配国民所得の推計、昨年の三十一年度予算編成当時の推計額との差額に對し、先ほど来申し上げております限界租税函数の数値を当てはめてみてもわかることではあります。その上に景気の上昇につれて、従来増収されてゐるもの——この租税及び印紙収入予算の説明という資料などにも、増収をされてゐるものの四五％とか五〇％が収納される見込みであるということがしばしば出て参ります。景気の上昇の結果として、従来増収されてゐるものが非常にたくさん納められたということから、それも一つの原因となりまして、大体先ほどの千億円よりもそこに増収が入ってくる、従来増収が納められるという結果として、三十一年度内の自然増収は千二百億程度であると思ひます。補正第一号では所得税と法人税とおの二百億、それから昨日新聞で拝見しますと、本日国会に補正第二号が提出されるというふうに承りました。それを見ますと、酒税が四十億、物品税が三十億、関税が六十億、補正第一号と第二号を合せると五百三十億であります。これはおそろく三十一年度内の自然増収を慎重に内輪に見積つて、その約半

額近いものを補正第一号と第二号の財源とし、あとの六百億は政府保蔵にして、政府余剰金として吸ひ上げたままにして置くという考へに出ているのだらうと私は推察いたします。先ほど、三十二年度の自然増収は二千五百億をこえるであらうと申しましたが、あるいは皆替の中には、そんなにあるものかと思ひになる方もあるかも知れませんが、一方に税務当局者は、そんなものじゃありませんよと言ふだらうと思ひます。それで、二千五百億をこえるということを申しましたが、どれくらいこえるのだと申しますと、私は、現在までの状態から判断いたしますと、少くとも二千七百億までは増加すると思ひます。そこで、私の申し上げることに對して御不審であり、またそんなことを言つたつてほんとかいと言ふ方がありでしたら、どうか主税局の当局者にお尋ねいただきたい。三月現在の自然増収の見込み額をお尋ねいただきたいと思ひます。そのお尋ねいただくと、十二月末現在の見込み額ということならもうわかつておる。三月現在において幾らの三十二年度における自然増収が見込み得るか。私は、これは実は予想外に自然増収が多いので驚いてゐるんだというのが実情だと思ひます。

そこでさかのぼつて申しますれば、臨時税制調査会は六百億、あるいは五百億の自然増収の程度であるということとを、千億減税計画の一つの基本的条件にしております。その租税計画の基本的条件が全く違つてきた。五百億と二千七百億じゃ、そこに自然増収の見込み額が五倍も違つていけば、租税計画は考え直さなければならぬはずだと思ひます。いや自然増収が五倍違つたつて租税計画の構造は同じでよろしいんだ、そうは私は言えないと思ひます。条件が、出発点における前提が非常に違つていけば、従つて租税計画もまた変えなければならぬ、こういうふうに私は思ひます。そこでまたさらに三十二年度の自然増収、先ほど申しましたように、政府の提案された自然増収の見込み額が、たばこ税を入れたら千九百七十七億でありますから、それと私が申しました二千七百億をこえる、それにたばこ税をやはり加えますれば、八百五十億の違ひが生じます。自然増収の見込み額において、三月現在において八百五十億の食い違ひがあるわけでありまして、そこで、所得税の一般的な減税は約千九百二十二億円となつておりますが、これは財源が許すならば、国民の租税の負担は軽減したいものだ。しかし軽減したいんだけれども、財源がないから今はこの程度でがんばりてくれ。また千億減税するといえれば、そう少いものじゃないからがんばれないこともあるまい、遺憾ながら財源がないから今は千億の減税でがんばらんとやられておる。しかし国民の租税負担の軽減は、財源が許すならば、皆さんも国民の租税負担の軽減に御賛成いただけたら私は信じております。いや、財源があつても国民の租税負担を軽減しようという考へはない、そんなことは私はおありにならないと思ひます。そこでここに八百五十億の財源があらましたら、それをいかになさいですか。私はここで一挙に八百五十億を全部減税に使つてしまふなど、そういうことを申すのではございせん。決つてはつたりなどを言お

うと思つてゐるわけではありせん。しかしここに政府提案の千九百七十七億の自然増収の見込みよりも八百五十億多い財源があるということは、事実であります。そこで私は、すでに衆議院を通過した歳入歳出の予算でありますから、これに触れようということは少しも考へておりません。これに少しも触れないで、他に摩擦も生じないで、そうして円滑に所得税を中心とする減税の規模を拡大することを提案いたします。さればといつて、八百五十億を一挙にその減税に使つてしまふなどと申すわけではございません。私は財源が許すならば、勤勞所得者五人家族に對しては、基礎控除とか扶養控除とか勤勞除控などの諸控除を差し引いて、課税の最低限を年額三十六万円、月額三万円とする、そこで減税の規模を拡大していただくことを一応の目途としたいと考へますけれども、月額三万円までは所得税がかからないと申しますと、皆さんの中で、それは多過ぎるじゃないかと思ひになる方があります。戦前の物価と比べて、月額三万円と申しますれば、物価指數を四〇〇と考へますれば、月額七十五円であります。七十五円で五人の世帯の生計を立てていけ、これは皆さんの昔の御経験からいつても決して楽なことではないということが御了解いただけることにもちろんであります。しかし勤勞所得者の課税最低限を年額三十六万円、月額三万円、これは今申しましたように、戦前の物価に直せば月に七十五円でございまして、そこでめぐに減税の規模を拡大するということ

も、これは相当多額の財源を要します。従って八百五十億の自然増収の見積り増を大部分使いつけてしまいいす。従って私はもつと控え目な——自分で中ずもいかがですが、着実な、実行可能な提案をいたしたいと思います。

これは先ほど申しましたように、先日本議院で可決されました歳入歳出予算には少しも触れません。また他にも摩擦を生ずることなく国民の租税負担の軽減を行おうと、まず政府案では所得税の基礎控除が九万円になっておりますが、これを十万円に引き上げていただきたい。それから扶養控除を、第一一人目は政府案のように五万円でもいいと私は思います。しかし第二人目、三人目、四人目、これを現行の税制よりも五千円ずつ上げていただく、こういうことを提案いたします。それから勤労控除を四十万円まで二〇％という政府案であります。これを二五％に引き上げていただきたいと思えます。そのたまたま申しましたことに四十万円から八十万円は政府案のように一〇％にいたしまして、最高限度は十四万円になります。これらの減税規模を拡大することによって幾らの財源を要するのだという、私は大体三百五十億から少し、四百億は要らないと思えます。八百五十億の自然増収の見込み増のうちから三百五十億程度をさいて、勤労所得者を中心とする減税の規模を拡大していただきたいと存じます。政府案では、扶養控除は一人目だけについて五万円に拡大されておりますが、これは世間一般にいわれますように、例の律義者の子だくさん、まじめに働いていて最も生計が苦し

い、いわば中年のごく律義者の子だくさんの人たちは、黙って働いている人たちがでありまして、多く声を出さない。一生懸命にみちに働いている人たちの生計を救う。今日子供が三人あつて、これがみんな義務教育を受けるとなれば、なかなか生計が苦しいのはもちろんでありまして、母親は自分が食うものをさいたつて子供のために食わせているという人たちがでありますから、財源に余裕があり、財源が許すならば、まずまじめに黙って働いている律義な中年の人たちの租税負担の軽減をするということを考えていただきたい。またこれはやや私の専門以外であります。一般の貸金体系を考えたとしても、これら三十代の人たちの貸金体系が中たるみになっているというのが、今日の一般の貸金体系の状態であると思えます。従つてそれらの人たちがまた扶養家族が多い。そして黙つてまじめに働いている人たちの生計を救うためには、租税負担の軽減を行うためには、基礎控除の引き上げばかりでなく、扶養控除の二人目、三人目、四人目についても、扶養控除額を現行制度よりも引き上げなければならぬと思えます。それが政府案には出ておらないように私は拝見いたしました。この点の基礎控除額の増額、扶養控除の金額、勤労控除は四十万円まで二〇％という政府案であります。これを二五％までにしていただきたい。なお勤労所得に準じまして、小営業者の所得に対しては、四十万円までは一〇％の勤労控除に準ずる措置を行なつていただくことが、しかるべきではないかと存じます。

そこでそれらの措置を行ひまして

も、これらは御承知の通り初年度において要する財源は三百五十億をやや上回る程度である、こういうふうに考えます。従ひまして差し引きますと、三十一年度の自然増収から、先ほど申しましたように補正第一号、第二号で五百三十億を繰り入れておる。三十一年度の予算の財源とされたわけですから、あと三十一年度の自然増収のうちの六百億と、それから三十二年度の自然増収のうちで、ただいま申しました控え目な勤労所得者を中心とする減税規模の拡大によって、三百五十億をやや上回る財源を使うとすると、あと約五百億残ります。その三十一年度の六百億と三十二年度において五百億合せて千億、これがただいま私が申し上げた減税規模の拡大をいたしまして、政府の吸い上げ超過のままで政府保蔵になるのが千億、あるいは今度の予算によつてインフレの危険性があるというところをおっしゃる方があります。が、もしその危険があるならば、一十億をこえる政府保蔵がそれを調節する役割を持つと思ふ。そうなりますと、これは三十二年度の第一次の減税であります。それで三十二年度内における経済の動きを見て、第二段の減税計画に移つていただきたい。その減税計画は、先ほど申しましたように、勤労所得者五大家族を考へますれば、年額三十六万円というところまでは持つていけると思ふ。私の先ほど申しましたところでは、勤労所得者五大家族の場合には、課税の最低限は、初年度において三十一万円近くになります。従つて政府案よりも第一段で五万円ふえます。そうして三十二年度内における経済の推移を見て、あとの五万

円をふやす。一ぺんに三十六万円を最低課税限度にしたいのはもちろんであります。従つて私は、第一段階におきましては、さような措置をお願いしたいと存するわけでありす。なお法人税、特別措置の整理について申し上げたいとも存じましたが、大へん時間を超過いたしました。他の方々の御意見を拝聴いたすべきでありますから、私の公述はこの程度にしたいと思ひます。

○山本委員長 次に、芝浦製作所専務取締役西野嘉一郎君にお願いいたします。

はなはだ申しわけございません。わずか十五分で恐縮ですが、なるべく時間内でお願ひいたします。

○西野公述人 たいだいま紹介を受けました西野でございます。

私は主として産業界を代表してということでございまして、日ごろ考えておりますところの問題につきまして、全般的な問題よりも、今回の所得税並びに法人税の一部改正に関する法律案、特に租税特別措置法に關する意見を少しばかり重点的に述べさせていただきます。意見を述べると先だちまして、今回臨時税制調査会の答申に基きまして、千億減税なるものが今回の所得税法改正によつて盛られておることに対して、まず全般的に賛意を表する次第であります。しかしながら税負担の公平ということが、この臨時税制調査会を貫いておる精神でありましたことかからでありまして、そのために企業の資本蓄積の促進のための措置が、かつて今回の改正によつて後退をしたというところは、まことに遺憾と存する

のであります。たとえば価格変動準備金、貸し倒れ準備金の限度額を下げたというふうなことは、まことに私は遺憾と存するものでござい

最近におきまして、わが国の経済の発展は目ざましいものがあります。で、これらの制度が創設された当時とは、かなり情勢が變つておるといことを、今回の提案理由の中にも書いてありますけれども、今高木先生からもお話がありましたように、私はこの臨時税制調査会が審議されましたころの日本の経済情勢と今日の情勢とは、かなりな變化を來たしておると思つておるのであります。従つてその見方におきまして、最近御承知の通りに、産業界は神武景氣などと稱しまして、非常な景氣をおられておりますけれども、企業自体の実態をながめてみますと、企業がそれ自身において資本の蓄積が促進され、資本構成の是正がなされておるかと思つて、決してそうでないものであります。表面は、確かに現在われわれの属しております仕事は多忙でございまして、そして一年、二年の受注量を持っておりますけれども、そのために御承知の通りに、設備投資が非常に促進されつておりますけれども、これらの設備投資をいかにするかということが、今日大きな財界の問題になり、これに対する設備投資資金の不足を感じ、金融は昨年末非常に緊迫を生じておりますことは、皆さんも御承知の通りでございまして、われわれはかくあることを知りまして、この一、二年企業資本蓄積、国民の貯蓄奨励と申しましうか、資本蓄積の重要性をしばしば論じて参つたのであ

ります。オーバー・ボロイングの指標になつておりますところの固定資産に対する自己資本の割合、いわゆる固定比率と申しておりますが、これなどをながめてみても、二十六年の下期は一二でございまして、二十六年の下期は一二でございまして、三十

年下期には一三八%となつて、日本銀行の調査によりまして、戦後最悪の状況を示しておると述べておるのであります。と申しますことは、三八%は、これは設備を自己資本だけでは足りないで、借金によつて調子しておるのであります。戦前のわが国は、九二%というりつぱな比率を示しておつたのであります。アメリカは一九五五年には、八三%という比率を示しております。しかも最近の情勢は、設備投資のために、自己資本の力ではとても及びませんので、借入金に依存しております。この比率はますます悪化しておると思つておられます。資本構成の是正ということが、戦後しばしばわれわれの口から叫ばれてきたけれども、これらのことも、今日におきましては、全から念仏となつて参りまして、二十八年以降ますますこれが悪化いたしております。三十年の下期のことからは、これまた日銀が調査を始めてからの戦後最悪の状況を示しておると申しておるのであります。現在では、皆様も御承知の通りに、三十年下期は自己資本比率は三八%に低下しておるのであります。戦前の六六%を考えますと、ますますこれは雲泥の差があると思ふなければならぬのであります。戦後十年を経過いたしまして、企業の実態は少しもよくなつておらないのであります。それは日本経済の拡大、

企業の拡大は全く借入金への依存によつて膨張しておると言つても過言でないものであります。

最近新しい資本主義のあり方というもの、しばしばわれわれの中からも論ぜられておりますが、そのあり方は、景氣の変動の幅を極力少くするといふことにあると申されておるのであります。ところがわが国の経済政策、特に税制政策は、この新しい資本主義の方向に対して逆行しているのではないかと私は思つておられます。今日のよう企業景氣がいい、そしてどうも設備を拡張しなければならぬということに對して、それはどうして国家的要請のためにしなければならぬものを、企業は自己資本によつて、資本の蓄積によつて過去においてできなかつた、租税措置によつてだけではどうしてもできないので、借金によつてこの拡大をしておるのであります。その結果、金利の負担は非常なものになりつづつておるのであります。もしこれが不景氣になりましたらば、いかなることになるだらうか。借金が多くなつて、企業は非常に危険な状態にあるが、景氣のいいときは、それらの問題は上に浮かばずして、何とかやつて参りますけれども、一たん不景氣になつたときには、必ずそれを加速度的に悪化せしめることは当然であります。一九二九年の世界大恐慌のとき、この問題がアメリカにおいて最も大きく露呈した事実をわれわれは知るのであります。今日、今日の経済政策をいたしまして、この点は最も考へていただかなければならぬと思つておられます。日銀の経営分析の数字を拾つてみますと、三十年の上下の一年間をとつてみますと、

わが国の、金融機関を除いた主要企業五百四十社の営業利益は、三千七百億円でありますが、そのうちに金利が入つておりますが、その金利負担が千七百八十六億あるのであります。それを差し引いた千九百十四億円というのが、いわゆる純利益であります。公表されている純利益は、企業が負担しておりますところの金利負担とはほぼ同額、きつめて近似的な数字を示しておるのであります。この千九百十四億のうちから税金を払い、大体金利相当の配当金を支払いますから、支払った金が千五百億、それを引きますと、残つたものは二、三百億でありますから、きつめてわずかの、三百億か四百億近くの金しか社内留保ができていないのであります。これらの事実を見まして、

これらの資金で、どうして今日の要請であるところの技術の革新と申される設備投資ができるでございましょうか。一九五三年の十一月、ナショナル・シティ・バンクがアメリカの戦後八年間の資本的支出の総額を発表しておりますが、その支出千五百億ドルの資本の源泉に對しまして九百六十億ドル、六四%というものが、これが減価償却を含む社内留保によつて用を弁じておるのであります。一八%が短期の借入金、一二%が社債等による長期の借入金によつておるのであります。株式によるものがわずかに六%、こういう比率を示しております。また西独のごときは、しばしばわれわれが口にするのであります。絶対に設備投資に對しては、減価償却など社内留保によつてなされておる事実、われわれがしばしば聞き、また見るところであります。特に一九五四年の鉱工業八百

六十社の設備資金を見ますと、五十億ドイツ・マルクでございますが、そのうち自己金融、つまり減価償却など社内留保によつて五十億ドイツ・マルクを支弁しておりますから、設備投資に對しては何らの借金もせずしてやつておる。最近においても、西独はかくのごとき状態でありまして、わが国の実態は今申しましたようなことでございまして、まことに嘆かわしい状態であるのでございまして、これらに對して、今回の特別措置など一覽いたしますと、特別の考慮が払われておらないばかりでなく、むしろ悪化しておるといふことに對して、私は非常に遺憾の意を表しなければならぬのであります。先ほど高木先生からも、自然増収の点が大きくお話がありましたけれども、私も同様に、現在のような自然増収があるかと思つておられます。これらの自然増収は、無論いろいろな意味において出てくるものでございまして、けれども、これらのある部分は、これは法人に返すべきである、企業に返して、企業がそれ自身の蓄積によつて、次に來たるべきところの設備の拡大の資金に投すべきであつて、これをできるようにしたいといふのが、われわれの叫びであります。そのためには、われわれ経済同友会、あるいは経済団体連合会において最近その必要を痛感しておりますことは、技術革新に對する新減価償却制度の提唱でございまして、これにつきましては幾つかの考へ方がございまして、一つは陳腐化資産に對するところの処置でございまして、御承知の通りに、わが国にお

戦後、これに対して特別の処置が行われないために非常におくれております。最近三四、五年來におきまして、これではいけない、世界の経済に立ちおくれる、またいわゆるプロダクティヴィティの上昇ということに對して立ちおくれるから、設備の革新をやらなければならぬという声が大きくなりまして、それぞれの企業が立ち上ったのであります。それがために、この近年において設備投資の金が非常に大きく要つてゐるのであります。これらのものに対する資金は、全部借金によつてやらなければならぬ。これは一時的にはやむを得ない。しかしこの借金を必ず適当な時期に返せるような税法処置がなければ、ますます企業が困難な地位に陥る。また何年か後の不景氣のために、大きな経済恐慌を起す原因となるのじゃないかと思うのであります。経済企画庁その他の調査によりますと、わが國の工作機械をとりましても、十年未満のものは二九・三%であります。十年以上のものが七〇%を占めておるといふ状態でありまして、これを最近わが國の会社でも、あるいは日立その他の会社においても、調査いたしましたところによりますと、工作機械の經濟的壽命は十一年ということになっております。これの計算基礎もございまして、旋盤のようなものをとりましても、昭和五年に一のものが、昭和三十年に一三に經濟的能率が上つておるのであります。そうしますと、年に五〇%くらい旋盤の能率が上つてきておる。これを計算いたしますと、經濟的耐用年数を計算いたしますと、大体十一年になります。この十一年は、ちょうどアメリカが現在工作

機械などにとつておりますところの耐用年数が十二年でありますから、大体合つております。いいますならば、現在わが國の減価償却制度においては五割低いということが言えるのであります。これはいろいろの統計がございまして、時間がいまいちせんので、これを述べることを差し控えますけれども、少くともこの陳腐化資産に対する特別の処置をこの際にとつていただきたい。これに對して案をいたしましては、今回まだ細則がきまつておらないようでありますけれども、五〇%特別償却制度というのが現行でございますが、これを適用しまして、私は五割償却の制度を陳腐化資産に對してとつていただきたいと思ふ。これは、先日電気機械工業會からその旨を國會その他に陳情してありますが、昭和二十一年一月以前に取得した企業の陳腐の資産に對しては、この五〇%償却といふものをとつていただきたいといふことであります。むろんこれは税の金額の限度もありませんから、一ぺんに大きく陳腐化資産の償却をすることは困難でありましようから、一定の限度を置くことはやむを得ないと存するのであります。さらに大きく主張したいことは、新規設備に對する処置でございます。技術革新の今日におきまして、設備の更新は、近代化を促進するために最も重大なことでありまして、西独におきましても、アメリカにおきましても、先ほど申し上げましたように、この減価償却制度の革新においてこそ、アメリカあるいは西独その他西歐諸國の企業の近代化が著しく促進されておるのであります。従ひまして、私は今後の新規設備に對する処置をいたしま

しては、任意償却制度といふものをここに提案したいのであります。企業の任意によつて、業種、機種の制限を設けず、一定の限度、これも一年、二年といふことになりまして、あまりに短かく相なりましますので、少くとも五年くらいを限度といたしまして、企業が任意に今度の設備を償却したいといふという届出をするならば、それに対する特別償却制度を認めていただきたいのであります。むろんこれに對しましては、不要不急のものや、不必要な設備に對しましては例外を設けますことは當然のことでございますけれども、こうすることによつて、金融機關におきましても、今日のように設備の近代化を促進するに必要とする資金は、五年なら五年、七年なら七年の間には必ず返るといふ見通しがつきますから、これに對しましては金融も案になりまして、一時設備投資がふくらみましても、これが必ず戻ります。これが今のように十七年とか二十年とかいふような長期の設備減価償却の制度でありますならば、その資金はいつになつたら返るかわからない。そのうちにまた技術革新が回つてくる。それでは、企業はいつまでたつても償却ど償却ど借金に追ひ回されて、その金利に追ひ回される。それがやがて日本の經濟の復興、並びに日本が今後東南アジアその他の他におけるところの工業先進國として働いていき、またその指導國となつて、これらに對する需要を充たしていかねばならぬといふときにおきまして、コスト高のために西歐諸國やアメリカに必ずその戦いにおいて負けなければならぬといふ実体がくるのであります。金利の負担は非常なものでありますし

て、これが今日のような状態に放置されるならば、それがますます増大する。しかもそののみではなくて、その借入金の状態が恐慌を引き起すところの原因になり、資本主義の最も悪いところの景氣の変動の幅を促進するといふような実態を來たすといふことは、まことに今日の經濟政策として願うべきことではないと私は思ふのであります。こので、いろいろなきの処置、特別償却その他に對して問題がございまして、減価償却に對して思い切つた処置をおとりになることを希望するのであります。しかもこの減価償却といふものは、私から申し上げるまでもなく減税ではございせん。納税の繰り延べであります。一たん償却が全部終りますならば、それが働いてもうかつた収益は、その次に全額所得となつて現われてくることは當然のことでありまして、従つて、そのときにおいてまた税金として、何年か先には全額それが収益として現われてき、それが課税の対象になつてくるのでありますから、決して減価償却といふものは、いわゆる重要産業その他に對する恩恵的な減税ではないのであります。どこまでもこれは繰り延べであります。この点については、十分に皆さんも認識を新たにいただきたいのであります。まして、私の強調いたしますところの、今後原子力、あるいはオートメーションとか、あるいはその他の化學工業の近代化のために必要とするところの設備資金に對しては、今申しました任意償却制度といふものを提唱したいのであります。これは、私の提案ばかりでございせん、アメリカにおいては現在航空機工業、原子力工

業、あるいは電子工業のような、あるいは軍需産業のような特殊の工業に對しては、すでにこの制度のものが多いのですけれども、戦時中から戦後にも採用されたのでありまして、その結果先ほど申したように、設備投資の七〇%、八〇%というものが、そうした減価償却その他の資金によつて、あの大きな戦後の拡大を促進しておるといふ事実をわれわれは知りました。ときにおいて、最もこの制度を提案したいのであります。その次に、ちよつと簡単に申し添えたいのは、今回の中小企業における再評価の問題であります。これは、今回中小企業の育成のために、再評価を第四次と申しますか、三次の手直しと申しますか、採択されたことについて、は、まことに私も賛意を表するものであります。中小企業は、御承知の通り、その数は非常に多うございまして、これを實施し、ほんとうに中小企業の育成のためにこのことをおやりになると言われるならば、きわめて簡単な手続によつて、この再評価を實施していただきたいと思ふのであります。たとえば簡単な届出制度にし、それについて各地の税務署の受け取りの捺印をしただけでもそれでよろしい。中身が少々違つておつてもあとで修正し、めんどろを見てやるというくらい、きわめて簡便なる処置によつてやつていただきたい。できれば、全部の中小企業がそれに應じられるような制度、私は氣持いいと思います。強制に近いようなやり方で全体の再評価をやらしていただきたい。それが事務的に混雜ならば、今申します届出制度のようなことで強制にかゝるといふことにして

ほしいと思つておるのであります。従つて、そうした場合には、きわめてわずかな税金でございまして、これら再評価税に対しては、無税にして、大企業とのバランスという問題も出てくるのであります。それに対する課税は、公平というように、これは除外いたしまして、きわめてわずかな税金で済むのであります。これは再評価税を無税として、できるだけ中小企業が減価償却を実施できるような処置にしたいと思つております。

ちよつと申し忘れましたけれども、先ほど申し上げました特別償却制度に對しましては、現在法律においてあるじゃないかといふことを言われまゝ、この運用がきわめていろいろな機種、非常にむづかしいことではあるといふことではあります。その事實は、先日大蔵委員会に税制調査会から配られた特別措置による減収見込み額の表を見ましても、平年度における減収見込み額は二十五億はかないのであります。一千億以上の数字があげられております中にも、わずかに特別償却に對して減税の見込み額といふのは二十五億であります。それらは異常危険準備金とか、過水準準備金といふような、きわめて特殊な産業に適用されるような平年度減収見込み額とやや似た——二十億といふ数字になつておりますが、そんな数字に似ている数字でありまして、いかにこの特別償却制度といふものが、いろいろなリク内に入つてむづかしい業種にしほり、機械

にしほつておるためにこれが適用がされておらないかといふことを、この際は特に皆さんに申し上げて、特別減価償却制度、五割増し特別償却制度がもつと大幅に、私が申しましたような陳腐化資産並びに今後の新規設備に對する任意償却制度などの適用にこれをはめていただきたいと思つております。

時間が参りましたので、私の公述はこの辺でやめさせていただきますと思つておりますが、要するに、どうか企業の実態が神武景氣その他のことによつてきわめて表面だけから回りすることなく、今日の景氣におけるところの自然増収は、これを一部を法人に返していただきたい。そうして法人は、それを自分の蓄積資金として設備の更新に使つて、次の収益のために平均的に上げていきたい。国がこれを全部吸い上げることのみが必ずしも日本經濟の發展のためでない。われわれ經營者にそれを設備投資のために、技術革新のために用ひさせていただきたいといふことを最後に申し上げます。私の公述を終りたいと思つております。

○山本委員長 次は、全国銀行協会連合会副会長大和銀行頭取寺尾威夫君にお願いいたします。

○寺尾公述人 私が紹介にあずかりました寺尾であります。これから三十二年の税制改正につきまして、若干の意見を申し上げたいと思つております。

御存じの通り、日本の税制がどちらかと申しますと、直接税中心に傾いておるといふことは、もうすでに皆さんにおいて御了承願つておると思つております。臨時税制調査会におきまし

て、昭和三十三年の國稅の自然増収見込みを五、六百ないし一千億圓近いものといふことを前提としたしまして、そのもとに所得稅一千億圓の輕減と間接稅増徴並びに租稅特別措置の整理等によりまして、直接稅にウェイトの置かれ過ぎてゐるのを若干この機会に間接稅の方にウェイトを移すべきである、こゝういふふうな稅體系の編成がえを繰り込んで申し上げておるのであります。

今回提出されましたところの政府案は、自然増収見込み額を千九百億をこえるとの予想のもとに、物品稅の増徴をやめてしまひ、所得稅の輕減と租稅特別措置の整理と、この二つに準じた方針によつて編成されておるのであります。國稅の自然増収が一千億圓、あるいはそれ以下であるといふ場合には、臨時税制調査会の答申程度の改正もやむを得ないと思はれるのであります。自然増収が二千億にも達しよ

う、こゝういふことが予想される今日におきましては、わが國經濟の最大の弱點でありますところの資本蓄積の貧困を是正すること、並びに産業の對外競争力を強化する、こゝういふことのために、いましばらく資本蓄積の促進をはかるところの特別措置、これをそのまま存置し、その整理をすることをやめまして、もし輕減するといふのでありますならば、法人稅につきましても考慮すべきであつたと思つております。政府案は自然増収が約千九百億圓に對しまして、所得稅の輕減と特別措置の整理等を含めまして、初年度七百二十億圓の純減稅を行うことになつてゐるのであります。三十二年の財政は、一千億圓以上の歳出増となり、

その經費の内容も、消費的性質が相當多いといふ点に私は問題があると思つております。むしろ財政支出の増大に充てましたところの自然増収の一部を法人稅の輕減に充てて、民間資本の充實によるところの經濟の自然的な擴大を推進すべきであると思つて次第であります。以下若干これらの問題につきまして、一々の項目にわたりました所見を述べてみたいと思つております。

まず第一に所得稅の問題でございまして、所得稅につきましては、全体といつたしまして相當な負担減少になるのであります。ところが、この案によりまして、給与所得者その他の所得者との間に、おきまして、給与所得者の負担が總體的に重いといふことが私は言えるのであります。これはなかりかと思つております。この問題は、徴稅技術上から生ずる点もあるかと思つておりますが、できる限りこゝういふ点においての負担は、均衡を得るようになすべきだと思つておるものであります。

なおこの機会に触れておきたいと思つておりますのは、退職給付金の問題であります。退職給付金といふものは、長年勤勞を続けまして高年令になりました、就職の機会を失つた者の生活保障金であるのであります。社会保障が必ずしも十分でない場合におきましては、一定年令に達した後に於いて退職する者に対しては、こゝろの退職給付金に對しましては、これはできる限り免稅の形をとるべきだらうと思つておるものであります。とにかくその職域におきまして十分働き、かつ老令に至つて他に職を求むることができないといふふうな人に対して、これをど

ういふふうにして今後の余命を安心していかせるかといふことにつきましては、單に税金の負担の均衡といふ面だけから判断すべきでなくして、これは免稅措置を講じてあげるべきだらうと思つておるものであります。

しかしながら、今回の政府案によりまして、一千億圓の減稅の措置が個人所得に對して行われたのであります。これはとにかく一応けつこうなことであります。今度それを輕減されるところの對象となつた方々につきまして、それだけの所得がふえてくるのであります。ところが、これが浮動購買力にならぬように、貨幣價値の安定と貯蓄の増強をはかる面においていろいろな措置が講ぜらるべきだらうと思つております。これが最後に申し上げます特別措置の廃止の問題と関連を持つてあります。

次に法人稅の問題についてであります。法人稅につきましては、中小法人に對しまして輕減稅率の適用範圍を広げて、三十二年から實施することとしたのはけつこうであります。一般法人に對しては輕減を行なかつたのであります。従ひまして、三十二年の法人稅收入見込み額は、中小法人に對しましては輕減額十五億圓、特別措置の整理による増収額八十五億圓を含めまして、全体といたしましては前年度予算額に比べて九百四億圓の増徴となつておるのであります。法人の稅負担は、戦前や外國に比べてなおかなり重加されておる今日、一般法人に對しても、できる限り早急に輕減をはかるべきだらうと思つております。わが國企業の資本構成が、戦前におきまして、自己資本が六一%、借入れ

資本が三九%、こういう比率を示して
おったのでありますが、戦後におきま
しては、自己資本が三七%、他人資本
が六三%、こういう比率に全く逆転い
たしております。この他人資本偏重と
いう弊風は、法人税が重いということ
にも大きな原因があるのでありますし
て、自然増収におきまして、当初見積
りの倍近いところの修正が行われ、こ
れを歳出増に充当するというふうな三
十二年度の予算におきましては、その
一部をもちまして、むしろ重過ぎると
ころの法人税の引き下げに充当すべき
であると思ふのであります。またわが
国の法人税率の三五%ないし四〇%と
いうのは、諸外国に比しまして必ずし
も軽いとは言えぬのであります。ま
た本邦産業の対外競争力を保持するこ
うの意味におきまして、単に金利の問
題ばかりでなくして、こういう面にお
けるところの助成方法も講ずべきであ
らうと私は考えるのであります。

なおこの問題に関連いたしまして、
先ほど西野公述人からも言われました
が、減価償却の面につきましては、十
分の配慮をなさるべきだろうと思ふの
であります。技術革新が世界的に進
行しておる今日、旧来の法定償却方式
は根本的に再検討を加えらるべきであ
ると考えるのであります。わが国産業
の近代化、また国際競争力の確保のた
め、産業設備は常に新しい技術水準に
応じて更新しなければ立ちおくれの
のであります。今日におきましては、こ
の問題は一部の特殊部門だけではない
のであります。全般的な問題として
これを考慮すべきであり、単に特別措
置というふうな考え方をやめまして、
法人税法、所得税法、こういうものの

本法を根本的に改正いたしまして、理
解ある態度を示されたいと思ふのであ
ります。

次に租税特別措置法の廃止に關して
申し上げたいと思ふのであります。租
税特別措置法を別に見ますときに、
いまだ所期の目的を十分に達成してい
ないのにもかわりませう、単に減税
その他の財源調達の手段として今回整
理されたことは、はなはだ遺憾に存す
るのであります。自然増収が多いとき
に、税源の調達のためにこういう重要
なところの制度の非常な整理に当ら
れるということとは、われわれといたし
ましては納得いたしがたいのでありま
す。しかもこの整理によるところの調
達額は、わずかに二百億圓にすぎない
のであります。それによりまして資本
本蓄積が阻害され、はかりがたい悪影
響が今後に起ると考えて寒心いたす次
第であります。税制調査会が特別措置
の整理に踏み切りましたのは、金融引
き締まり政策採用以来、金融緩漫化並
びに経済正常化の傾向が進展し、資本
蓄積促進のために設けられまして特別
措置の任務は、一応終了したものと認
めたことによることが多かつたと考え
られるのであります。しかしながら、そ
の後の金融は繁栄傾向に転じまして、
資本蓄積額をこえる資金需要が台頭
し、輸出の見通しも樂觀を許さず、イン
フレ傾向に逆転するおそれもありま
す。ないとはいえない、こういうような環
境でありますので、資本蓄積の重要
性が新たに認識し直されねばならぬ情
勢にあると思ふのであります。この情
勢下におきまして特別措置の整理を行
うということにつきましては、なかな
か問題が多いと考えるのであります。

その中におきまして貸し倒れ準備金の
問題であります。貸し倒れ準備金は、
税制調査会の答申が、その内容を評価
性引当金に近づける必要があるとい
まして、その適当な基準が見えられ
ないゆえに、さしあたり現行制度の資
本構成はこれを維持いたしまして、毎
期の繰り入れ限度を制限することを勧告
いたしておるのであります。最近の
貸し倒れ発生額は、貸し倒れ準備金繰
り入れ限度額を上回る企業も多くな
つておるのであります。われわれの業種
におきましては、これを毎期の繰り入
れを三割も切り下げるといたします
れば、現在銀行の平均累積比率であり
ますところの一・八%は、今後低下の
おそれがあるものであります。また銀行検査
の結果も必要であると認めております
ところの累積限度額の三%は、なかなか
そこには到達し得ない現状にもなるの
であります。毎期これに對して繰り入
れするということの関連性が非常に
薄れてくるのでございまして、評価性引
当金といたしまして累積限度額を積み
立てる必要を認める以上は、毎期の繰
り入れ額は、早晩これに到達し得ると
いう率でなければならぬ、そういう希
望の持ち得る率でなければならぬとい
考えておるのであります。また価格変
動準備金の現行繰り入れ限度額の切り
下げ率を二割といたしましたのに對し
て、留保的性格のない貸し倒れ準備金
につきまして、これを上回る三割切り
下げということにいたしましたならば、
均衡上もどうかと思ひます。現行の
毎期繰り入れ限度額は据置きとす
べきであるが、切り下げるといたしま
しても、価格変動準備金の切り下げ率
と大体均衡のとれたところにしていた

だきたい、こう考えるのであります。
次に預金利子諸税の免税措置の廃止
であります。これは長期のものにつ
きまして、期限一年以上のものにつ
きましてこの免税措置が講ぜられまし
たことにつきましては、大へんありがた
く存するのであります。なおこの上に
われわれを考慮いたしましては、さらにこ
の環境を考慮いたしまして、免税措置の
廃止によるところの大衆の貯蓄心理に
与える影響、貯蓄心理が衰えぬよう
にもう一段の御配慮をお願いいたし
ます。それから第三に退職給付引当金の問
題であります。退職給付引当金制度
は、その累積限度額を退職給付金の全
額を退職給付引当金からとりくずさ
ねばならぬようになったのであります。
本制度は純然たる評価性の引当金であ
ることは、疑問の余地がないところで
あります。これを現実的に否認する
結果となるような改正はすべきでない
と考えるのであります。早急に旧制
度に復帰すべきが妥当であると私は考
えるのであります。

以上、私の今回の三十二年度の税制
改正について意見を申し述べた次第で
ございまして。
○山本委員長 これにて高木公述人、
西野公述人及び寺尾公述人の御意見を
終りました。
委員各位で御質疑がございましてな
ら、これを許します。有馬輝武君。
○有馬(輝)委員 西野先生と寺尾先
生、お急ぎだそうでございまして。か
ら、高木先生にはあとで御質問いたし
たいと存じます。
西野先生も寺尾先生も、春日委員か
らも出ましたように、望蜀の望みとい

いますか、そういった観点から公述さ
れたように受け取れて仕方がないので
あります。失礼の段がありましたら、平
に御寛容いただきたいと存じます。御
質問いたしたい点は次の点であります。

結論的に、西野先生からの話のあ
りました陳腐化資産に対する特別措
置、新規設備に対する特別措置、それ
と中小企業に対する再評価の減税の問
題、この中小企業の再評価の減税の問
題につきましてはともかくとして、私
は前に述べられました二つの点につ
いてお伺いしたいと思ふのでありま
す。もとよりお話しがありましたよう
に、企業の近代化ということとは、現在
各企業において要請されておるところ
であります。私たちもその意のある
ところは十分納得できるのでありま
す。また本日お見えになっております
小山委員や内務委員なんかと昨年一
緒に国政調査に参りましたとき、富山県
の吉田工業、これはチャックの工業で
あります。日本のチャックの八〇%
くらいを生産しておる。それに対して
新しい機械をアメリカからどんどん入
れております。そして増産に増産を重
ねまして目ざましいものがある。そう
いった実態について私たちはよく理解
もして、納得もいたしておるのであり
ます。しかし問題は、現在におきまし
ても、御承知のような特別措置が貸し倒
れ準備金、あるいは価格変動準備金と
いう工合に漏れなく行われておりま
して、その上にさらに今おっしゃったよ
うな意味での陳腐化設備に対する特別
措置、あるいは減価償却制度に対する
特別措置というものが行われますこと
と、現在御承知のように、西野先生も
お述べになりましたが、金融の逼迫と

いうことから、また新規の設備投資というものが非常に行われまして、そのために鉄鋼その他の値上りを来たして、おることは御承知の通りであります。宇田さんととんだといつて、輸出の収支もとんだことになるだろうという安易なことを申し上げておきますけれども、そのためにコスト高を来たして、輸入が減退するであろうというようなことも当然予想されておるのであります。そういつたことと関連いたしまして、やはり日本の経済の実態に見合うところの設備投資というようなのを考えなくてはならないと思うのであります。今おっしゃったような意味では、どんな設備投資をやっている、しかも大企業におきましては、御承知のように今のお話では借入金金が相当ある、この利子で食われておるといふようなお話でありましたけれども、開発銀行その他を通じて、大企業においては優先的に融資が行われ、しかも長期、低利の融資が行われて、それによつてどんな設備の更新をやつておるような状態で、中小企業に比べまして、金融の面においても、また特別措置の面においても、あまりにも優遇され過ぎておられるのが経団連を中心とするところの皆様方の企業じゃないか、私はこう考へておるのであります。にもかかわらず、今おっしゃつたような二つの措置をさらに望まれるということは、むしろ望外のきらいがあるのではないかと、私は現在のそういう特別措置は早急に整理してしかるべきだ、こういう考へ方に立つておるのであります。先ほど申し上げましたインフレの懸念、コスト高からくる輸出入のアンバランス、こういった

点についてはどう考へておられるか、この点を伺ひたいと思ひます。

○西野公述人 御質問の要点はわかりませんが、私はあなたの御質問の結果から、さらにしかるがゆゑに、設備投資をして、この際鉄鋼その他の増産をはからなければならぬと思うのであります。それが今日のような実態で、鉄の増産も、本年度の所要資金は千三百億とか千三百五十億とか聞いておりますが、これだけの資金の調達は非常に困難だと思つております。しかしながら現在鉄の需給のバランスがとれておらないといふところに問題がある。そこでこの設備投資をし、しかもそれはやはりいたずらに値段が高くなるからといって海外から輸入したのでは、これは問題になりますので、これを増産するためには、その設備を近代化し、しかもコストにおいては世界的に負けないような程度にしなければならぬ。わが国は後進国といふほどでもないのですが、学者はこれを中進国といつておられますけれども、アメリカあるいは西欧ほどにはいかないにしても、これらの問題は、輸出を促進してわれわれの国の経済を立てていくためには、設備を近代化してコストを下げるよりないと思つております。そのときに、その資金を借入金のみによれば、やはりその資金の源泉といふものはきまつております。私は職務柄とか何とかでなく、日本の経済が今後発展するためには、設備の近代化以外にないと思ひます。から思つております。しかも戦時中のような、いたずらにいわゆる増産々々の進軍ラッパにわれわれは踊つてはいけなかつたと思つております。質の向上をはかり、近代化をはかつて、値段の安

い、いい物を作る、そのためには設備の近代化以外にない。そのために、政府はこの措置法において特別償却に幾ら金を出しているか。私はこれは減税ではないと思ふ。減収見込みとしては二十五億しか出しておられない。こんな特別償却制度で日本の設備の近代化が、あなたがたおっしゃるようになつておれば恩恵をこうむつておるとは思つておりません。

なお今申しました各種の特別措置であります。これらにつきましては、財源がないといふことで今度は限度を切られたのであります。これらにつきましても、むしろこれは今後における問題点でありまして、せっかく積み上げた準備金が、別の形において今後やはり税の対象になつてくるという懸念が多分にあるのであります。これらのことについては、今の御質問に対して、私はむしろ異議を申し上げたいと思つております。

○有馬(輝)委員 公述人に対して議論になることはまた恐縮でございますが、ただ私が御質問申し上げました点で、第二点の金融逼迫に対する関連について、御意見を承つておきたいと思ひます。

○西野公述人 金融逼迫の点は、今のお話しの通りでございますが、日本の国は今成長期にあります。つまり安定と成長という言葉がこのごろ企画庁その他からいわれておりますが、成長期にありまうときは、多少そこに無理があつても仕方がないと思つております。しかしながらその限度がありまう。しかしその無理をした限度のものが、近い期間にその回収ができるという見通しがなければ、インフレにな

り、経済の不安を乱すのであります。その調整というものは非常にむづかしいと思つております。先ほど高木先生からもお話しがありましたように、自然増の額においては、大蔵省等が見積つておるよりもはるかに大きい金額があると思つております。から、こういうときには、その全部とは申しませんが、法人あるいはその他の法人を通ずる直接、間接税についての収益を法人に返すということによつて、今膨張した、多少の日銀のオーバー・ローンのもので一年なり二年なりの間にそれが返つてくるということが必要だと思ふ。一年前に臨時税制調査会がやつておつた時分には、金融緩慢であつて、銀行は金を使つて下さいとわれわれのところにはしばしば来たのであります。それが一年も半年もたたないのに、今日のようになつた。これは何であるかといへば、資本蓄積が企業になされておらない、ここに原因があるのであります。日本という国は、一年や二年でエンドになるものではないのであります。から、長期計画を皆さんの頭でぜひお立てを願ひたいと思ひます。

○有馬(輝)委員 今金融との関係で、長期のものだといふようなお話がありましたけれども、少くとも臨時税制調査会が答申したところと現在とでは違ふ。その大きな原因を作つたのが、むしろ設備投資過剰の皆様方の責任ではないか、私たちはこう見ておるわけなんです。やはり経済に見合ったところの設備投資といふものがなさねなくちゃならない。それをやり過ぎたために、今金融が逼迫してきておる、また鉄鋼その他の重要物資の逼迫を来たしておる、こう見ておるわけです。この

点については議論があるところだろうと思ひますが、あえて今差し止められておりますから、これ以上論議をいたしません。

第二の点といたしましては、先ほど冒頭で私が申し上げました、西野さんのおっしゃつた第三点の中小企業の面、こういった面については、少くとも私が申し上げました金融の面においても、また特別措置の面においても全然置き忘れられておるのです。そういった面について、むしろ西野さんがこういつた二つの点を強調される前に、本日は申し上げていただきたかつた、この点を申し上げまして、私の質問を終ります。

○山本委員長 石村英雄君。

○石村委員 西野さん、寺尾さんにお尋ねいたしますが、いろいろ重要な問題もありまして、ただいま有馬君も申しました、金融問題と関連したこともあるかと思ひますが、時間がありませんことと、またあなた方との席で議論するということもよろしくないと思ひます。から、ほんの簡単なことをお尋ねいたしますが、実は特別償却の点は、社会党の案においては、現行のまま据え置くといふことになっておるのです。これは党内にもいろいろ意見があります。その点においては、おそらく西野さんも、社会党はなかなかいい、こういうことになるだろうと思ひます。これについて詳しく社会党の案を申し上げることもありません。特別償却とおっしゃつたのですが、この減価償却の問題は、もちろん特別な産業における特別償却といふことも、考へ方においては全然ないことではないと思ひます。私には思ふのですが、むしろ本法におい

て償却を認めておる耐用年数とかなんとかは古くて、現在の技術革新と申しますか、それに合わなくなつておるといふ面も相当あるのじゃないか。だから、その面は租税特別措置法による特別償却という形でなしに、現在の法人税法における償却の見方に対して、これを修正する部面が相当あるというお考えではないかと思うのですが、この点いかがでございますか。

○西野公述人 今のお話の通りでありまして、耐用年数の改正ということですが、この税制調査会の答申にも出ておりますので、おそらく大蔵省は、これに対して御研究をなさるといふことを聞いております。しかしこれはなかなか容易なことではありませんが、三月や半年で完了するものではないと思ひます。その間において、経済の伸びは今日待つておられないものがある。同時にそれが結論を得るまでには、やはりここに特別の措置を講じていただきたいということでもあります。

それから先ほどの御意見であります。今日金融引き締めの問題は、これは議論がありましても、私は、やはり自然増収の超過による引き揚げ超過が大きな原因をなしておるのでありまして、現在の設備投資が今日の金融逼迫の全部の原因であると言われたようでありまして、私は必ずしもそう思つておりませんので、その点もちよつと答弁いたしておきます。

○石村委員 西野さんに対する質問は、これで終つておきます。次に寺尾さんにお尋ねいたしますが、寺尾さんは、法人税自体を下げるということをお主張になり、また一方特別措置をさらに拡大と申しますか、

現在締めておるのはいかぬというような御意見でございましたが、しかし現在の企業なんかは、すでに特別措置によつて、あの四〇%という法人税は実効税率では非常に下つておる、こう伝えられております。一方特別措置も反対に拡大するということになる、実効税率は一〇%台、一五%とかなんとか、そんなものの下つてしまつて、両方やるということは無理なんじゃないか。法人税四〇%を下げるという方向をとらなければ、これは無理じゃないかと思ふのです。法人税自体も下げ、特別措置も反対に拡大するということになると、法人税でとれるものはないということになりはしないかと思ふのですが、この点いかがですか。望蜀というふうな話も出ましたが、両方でできれば企業自体として大へんけつこうでしようが、これでは日本の税というものは成り立たなくなるのじゃないか、こう考えますが、いかがでしょうか。

○寺尾公述人 特別措置の存続ということをお話し上げておるのであります。私の方に關係いたしました点で申しますと、この特別措置においては預金の免税措置と、貸し倒れ準備金、価格変動準備金というふうな問題になろうかと思ふのであります。一番大きな問題といたしましては、預金の源泉課税というところになるのであります。預金というものの税金は、金融機関が免税されるわけでも何でもないのでありまして、預金者が全部免税されるというところになるわけでありまして、これを新たに免税措置を廃止することによりまして、一般国民におきましますところの

貯蓄意欲を非常に失わしむるのではなからうか、こういう点を私は非常に懸念いたしておるのであります。過去におきまして、この特別措置によりまして非常に預金が多くなつてきたといふことは言えるのであります。また現在におきまして、日本で一番不足いたしておりますのが金融機関の預金という形の蓄積で、これがまだ元へ返つておらぬのであります。私の手元にありますところの数字によりますと、昭和九年から十一年を基準といたしまして、現在日本がどういふ力を持つておるかと思ひますと、国民所得は、昭和九年ないし十一年を基準といたした指数に直しますと、一四三・九になつておるのであります。また生産水準は二一八・九といふことになつておるのであります。また財政規模は一三三・六になつております。しかも銀行預金は八二・八といふ比率にしかなくなつておらぬのであります。そういたしますと、昭和九年ないし十一年といふのは、大体におきまして戦前におきましますところの非常にバランスのとれたときだと思ふのであります。このときを考えると、銀行預金の部面におきまして、資金の蓄積という点が非常に劣つておるということが言えようかと思ふのであります。こういうことが今日におきまします非常な資金不足といふ原因にもなつておる次第でありまして、これははなはだ例が悪いと思ふのであります。たとえばさういふことによりまして、魚をつりに行つてまきえをする、大きな魚が集まつてくるというところで、今日のような自然増収のたくさんあるというとき、また減税措置をされまして――減税措置とい

うのは、ある意味において考えますと、私はインフレ要因だと思ふのであります。私が、減税措置をされておるときに、それをいかにしてこの銀行預金に回していただくか、こういう必要が非常に重大なときでありますから、私はこういうふうな特別措置を、今日においてももちろん期限一年以上のものについては御考慮願つておるのであります。また、大へんありがたくは存じておりますが、今におきましては、それよりもつと短かいもの、また大体定期預金といたしましては、六カ月が普通の標準になつておるのでありますから、そこら辺まで一つやつていただくといふことがいいのではなからうか、こういうことで、まず預金の免税の措置のことについては申し上げたいと思ひます。

また先ほど来、公社債と有価証券とか貸し倒れ準備金の問題があらまするが、この問題につきましても、大体どういふ事業をいたしましても貸し倒れといふものはある程度あるものであります。貸し倒れの全然ないという事業はないのでありますから、ある一定の大よその線まで達し得るような形におきまして、貸し倒れ準備金というものを準備すべきである、こういうふうな考えをしておりますし、また貸し倒れ準備金といふのは、今日におきましては、総貸出高の千分の十、あるいはまた収益の百分の三十五、そのどちらか低い方といふことになつておるのであります。貸し倒れの危険といふものは、貸出金がふえればふえるほど起るのでありますから、どういたしまして、千分の十といふ貸出額といふものを標

準にして算定すべきだろう、こういうふうな考えなのであります。さういふふうな配慮を、この際におきましてやはり考えるべきだろうと思ふのであります。現在におきましては、もう貸出高の千分の十と、あるいはまた収益の百分の三十五のいずれの低い方といふことになつておりますから、貸付額がいかにふえまして、今日におきましては、低い方といふのが収益の百分の三十五といふ中へ入つてしまひまして、今後には貸出金につきましての準備といふものは、現状ではでき得ない状態になつておるのであります。私は、こういう社会におきましますところの金融機関といふものは、一つものさしのようなものでありますから、あくまでも堅実でなければならぬ、こう考へておるのであります。でありますから、さういふものの一定の平均危険率と申しますか、それをカバーし得るような希望の持ち得る範囲内において、一つ御配慮願ひたい、こういうことなのであります。

以上ははなはだ不十分でありますがお答へいたします。

○山本委員長 春日一幸君。

○春日委員 西野さんにお伺いをいたしたいと思ふのであります。あなたの御公述を伺つておきますと、これを集約いたしますと、本年度、明年度につなぐる国税の自然増といふものは、法人税の貢献によるものがはなはだ大きいと思はれるので、従つてこれを納税者である法人に還元するための各種の措置を講ぜよ、こういうことで減価償却、特別償却、臨時償却等さまざまな償却を要望されておつたわけでありまして、私は、こういう工合にあな

たが述べられるところを伺いますと、
一体あなたは法人税の現在の実効税率
をいかん程度に理解されておるか、これは税
制調査会の答申の資料の中にもありま
しょうし、主税局の発表した各種の実
効税率の区分表等にもあります。通
り、各種の租税特別措置の恩恵をほし
いままに受けることによって、一般中小
企業法人四〇〇％に比べ、電力が二〇％
銀行が二五％、金融機関が三〇％、そ
の他さまざまな不均衡が現われてきて
おる。これを少しでも是正しようとし
るところに今回の税制改革のねらい
が、これは微弱ではあるけれども、そ
ういう方向に足が向いておる、こうい
うのであります。それをもっと開き
をひく結果になりはしないかと
思う。納税者にそれを還元するための
税制施策を講ずるという形になると、
法人税関係の自然増収が多いから、さ
らにこれにフエバーを持つていく、所
得税には所得税、こういう形になる
と、たとえば耕作農民なんかはほとん
ど税金が納まっていないから、農業政
策の財源なんというものはなくなる、
あるいは貧乏人なんか、これはほとん
ど税金を納めてないから、社会保障の
政策なんというものは財源がなくなっ
てしまう、こういうことになってくる
のです。私は、特に西野さんに反省を
求めたいことは、現在大企業というも
のは、その事業の経営はもとよりのこ
と、その所得の形成というものは各種
国家機関、公的機関の協力支援という
ものによってそういう成果が得られて
おる。従いまして、大企業、大法人で
あればあるほど、その行政コストは、
そういう方向に非常に多く消耗されて
おる。だから、そういう多くの行政フエ

バーを受けておるものがより多く担
税するということは、負担の権衡の点
から考えても当然のことだろうと思う。
納税者にそれを還元するという形にな
れば、納税していない者に対する政
策、財政資金というものはなくなつて
しまふ。特にあなたは大企業の責任者
の一人として、現在非難ごうごうたる
租税特別措置、各種税制の特別措置に
よつて大企業法人が納めておる税金、
いわゆる実効税率、これが中小企業
者、それから勤労者、そういうものと
比べてはなはだ大きな断層を示してお
るのだから、これをやはりこの際修正
しなければならぬ、こういう一つの一
般的な世論というものを、あなたはほ
う少し研究されて公述されるのでない
と、あなたの論述を聞いておると、自
分のことにのみ没頭してしまつて、他を
絶対に顧みないというエゴイストの話
を聞いているみたいで、これは、公正
なる経済団体の代表の公述としては、
聞いている者にはひんしゆくするよう
な公述であつたと思う。一体あなた
は、負担の権衡という点について何ら
か検討されたことがあるかないか。中
小企業法人、零細法人等の実効税率と、
あなたの方大企業が現在納めていて
ところの実効税率と比べてみて、そこ
に安過ぎて申しわけないという何か反省
されたようなことがあるかないか、
(笑聲)一ぺん御意見を聞かせてもら
いたい。

○西野公述人 私はちよつと取り急ぎ
ますので、簡単に申し上げますが、今
のお話を聞いておると、私が非常にエ
ゴイストのように聞えるのであります
が、(笑聲)実は減価償却というもの
は、先ほど申しましたように、私は決
して減価措置とは考えておりません。
繰り延べでありまして、一時的に企業
がそれだけのものをお困からお預かり
して、当然それをしかるべきときに
納めする。その時期的なギャップはこ
ざいますけれども、これは、いわゆる
減価であり、特種的なものであるとは
考えておりません。従つて、今日のよ
うな日本経済が大きく伸びようとい
うときには、そうした一つの誘い水と
申しましようか、そういうものがどう
しても必要だから、こういうような
自然増収のときには、そういう誘い水
ができるのだから、していただく
い。そしてその結果によつて企業が
伸びたときには、また経営としても税
金を納める。全部償却してしまえば、
これに對して償却というものがなくな
るのであります。まあまる税金を納めな
ければならぬのであります。こういう
ことは、短期償却をいたしまして、
そういう結果は十年で納めるか、五年
で納めるか、三年で納めるかというこ
とでありますので、繰り延べの処置であ
りますので、こういうような自然増収
の非常に多いときには、経営という
か、企業に——今日の企業も、御承知
の通りわれわれ個人のものと決して
思つておりません。社会的な責任を感
じ、社会的なサービス機関だと存じて
おりますので、これに對して、経営は
こういうときにお預かりをして、りつ
ばな設備をし、そして安いものを消
費者に提供したいという念願から
申し上げておるのでございまして、ど
うか誤解のないように、一つよろし
く……。

○春日委員 これは国家機関でありま
すから、当然いろいろな角度から考え
なければなりません。これは、あなた
のおっしゃる通りに、ただ設備の更新
というだけでなくて、設備の拡充の事
柄というふうなことを、生産設備の機
動力という点において判断されなけれ
ばならぬ。ただこの際重要な計数から
私は申し上げておきたいのだが、私が
調査したところによりますと、現在あ
なたの方経営者の生産設備に対する措
置は、はなはだしく過剰投資になってお
る。これは資金をむだ食ひしておる。
これは繰り延べで申しますと、現在に
おいては大体八百二十万圓のうち百二
十萬圓が過剰である。梳毛においては
百二十萬圓のうち三十萬圓。砂糖にお
いては百三十萬圓、こういうような
工合で、あなたの方は、自分の資本をそ
ういう過剰投資にむだ食ひしてしまつ
て、国家的資金を浪費しておいて、そ
うして税金における国の負担を免れん
として設備の更新に国家資金をもつて
償却しようとしておる、こういうよう
なわけでありまして、設備の機動力
を論ずる場合は、やはりそういう過剰
設備と、それから設備の革新という問
題、これは一体不可分なんです。だか
ら、そういう意味で今度自然増収があ
るからといって、国家資金に依存する
ことによつて、そういうような方面に
多々ますますして蚕食していくという
ような、資本家の貪らんと性というもの
を大いに反省をして、汽車の中でもう
一ぺん考え直していただきたい。

○山本委員 石野久男君。石野君、
なるべく簡単にお願いいたします。
○石野委員 西野さんに一言だけ聞い
ておきます。いろいろこまかいことは
ありますけれども、あなたの公述は、
ただいま春日君から言われたように、
あなたの立場からだけ論議されたよう
に聞き取れます。それはあなたの立場
から、産業界を代表してそういうこと
を言われるのは無理もないと思います
けれども、ただ出すものは少くして、
くれるものはたくさんくれというよう
に聞えるのですが、そういうことはよ
くないと思います。そこであなたの方が
一番心配しているのは、とにかく今ど
うしても資本金が少いから、借入金が
非常に多いから困るのだというものが、
さつぱらに言つて、あなたの方の
言おうとする根拠になつておると思
うのです。なぜ資金が充実しないかとい
う問題についての話を、今の公述だけ
について聞いてみますと、どうも税金
でうんと取られるからということにな
るようでございまして、先ほど
あなたの説明にもありましたように、
実は三十三年度の上期における利益金
の三千七百億のうち、利子だけでも
に七千七百八十億取られておる。こ
の利子千七百八十億というものが、利益
の中ではあなたの方にとって非常に大
きな負担になつておると思う。こういう
問題と税金の問題をどういうふうにか
えるかというのが一点、これはどうし
てもあなたの方にとっては考えなくては
ならぬ問題であらうと思います。
私はあなたにお聞きしておきたいこ
とは、こういうような金利が非常に高
くかつておるといふことのために、
あなたの方の企業に圧迫が来ておると
いふ問題と、税金の問題をどういうふう
に考えておるだろうかといふことを、
一つここで聞かしておいていただきた

い。この問題がはつきりいたしますと、今度は次に技術開発、あるいは機械を新しいものに変えようとするには、設備の投資のための金を、今の国家からのそういうような金でまかなうという、あるいはまた国家の補助とか特別償却というようなものによってやろうという考え方と、利益金の中におけるこうした銀行利子というものが非常に多いということとの関係が将来企業に対してどういうふうな圧迫を加えるか、現在どういうふうに加えておるかという問題が一つ出てくると思うのです。今私たちが税金の問題を考える場合には、いつの場合でも、公平の原則が一つあると思うのです。日本の国民経済の中におけるところの公平の原則という立場から、あなたの方の論述を聞いてみると、きわめて不公平の原則に立って論述のように聞えるので、そういう立場からも、もう一つ意見を聞かしていただきたい。以上三つの点をここでばつきり御所見だけ承わっておきたい、こう思います。

○西野公述人 時間がありませんで、簡単に答えてこめんこうむりたいと思うのですが、金利の問題は、一朝一夕になかなか片づくものじゃないと思うのです。日本の敗戦と申しましようか、これがやはり日本経済に及ぼした今日の事態でありまして、企業自体もそう感じております。戦後十年間、何とか戦後の痛手をなくすために、自己資金によって立ち上ることができないので、やはり他人資本による借金、あるいは財政投融資などによって日本の経済というものは今日まで立ち直ってきた。しかしこれをこのままにしていいのかどうかという問題を私

は声を大きく申し上げたのでありまして、西欧諸国、あるいはアメリカ、いわゆる先進国においては、そうした問題はもうすでにちゃんと手直しができている。特に敗戦国で同様であったドイツのときは、しばしばいわれておりますように、適正なる減価償却制度、つまり例のドイツ・マルク貸借対照表法案とかその他の法律によって、今日りっぱにそうしたことなく企業が立ち直ってきているという、この実態をわれわれは学ばねばならないじゃないかと思うのであります。従って、今の金利の問題でありまして、これは一朝一夕にどうするということとはできませんけれども、これを手直しをしていきたい。そのためには、やはり西独がやったようなやり方で、おそまきながら日本も第三次再評価をやる。先日やりましたが、これが今日非常に企業の立ち上りに影響いたしております。しかしこれだけでは不十分ではなからうかと思うのであります。私は決して全体を見ずして自分だけのことを申しとおるのではありません。ただ特別措置に対して税がどれだけ使われているか。先ほど二十五億と申しましたが、それだけの数字しかないものでありますから、この辺も考え願いたい。金利の負担というものがやはり物価高になり、結局ひっくり返っていくという原因にもなると思うのであります。私も十分な勉強をいたしております。私もお答えが正確でないかもしれせんが、こんなところでごかんべん願って、御放免願いたいのであります。

○山本委員長 横銭君。——横銭君の

一間で西野君に対する質問を打ち切りたいと思います。

○横銭委員 西野さんがお急ぎなので、一点だけ伺いたします。今話に出ております租税特別措置は、税法上の公平の原則を非常なゆがめておる、従って特別措置を常の場合には、数を少く限定しなければならぬと思う。しかもこういうような租税特別措置を受けた場合には、その結果として、その会社の利益処分というものは制限を受けるべきである。税の過重によつていろいろな問題が出てくる。しかしながら税の特別措置を受けなくては利益の配当もできないようなところがたくさんある。そこで租税特別措置で大へんな恩恵を受ける一面において、利益の処分というものは野放しで、どんな幾らでも処分ができる、こういうような制度は、国家の恩恵という名に隠れて非常な租税上の妨害をしているといわれても仕方がないと思うのであります。もしも租税特別措置という恩恵を受けるのであったならば、利益処分というものは制限を受けるべきである、こう思うのであります。この点いかがでありますか。

○西野公述人 意見の相違になりました、議論になりますから私はやめたと思うのであります。日本の現在の経済機構から申しまして、そうした配当制限その他を考えていいかどうかという問題は、別の問題じゃないかと思うのであります。ただわれわれは考えなければならぬことは、企業の社会的責任と申しましようか、というものは、先ほどから皆さんのお話がありま

すように、われわれは企業というものは公器だと思っておりますので、これを

預かってゐるわれわれは十分な反省をして、あなたもおっしゃるような、無制限な利益処分をしたり、また放漫な経営をしたりすることは誠に成めなければならぬと考えております。先日われわれ経済同友会では、経営者の社会的責任と実践という一つのスローガンを掲げて、これをわれわれのバリエールとして今後実践していこうということも自覚いたしておるのでありますから、皆さんのお説を十分に体得いたしましていたしたいと思っております。しかし前段の償却理論に対しては、私はこれは持論でございますので、この点に対しては、また機会がありましたら皆さんとお話をする機会を持ちたいと思ひます。

○山本委員長 ちよつと、横山君の発言の前に私から申し上げますけれども、社会労働委員会健康保険法が上つたらしいのです。そこで、議運はすでに済んで、委員長に一任せられて、本会議の開会には定刻という予定らしいのです。ただし幾分か遅れようと思ひます。なお本会議が始まりましても討論等に時間を要しましうから、それまで引き続いてやります。そこで、できる限り皆さんの御協力を得て、せっかく御出席いただいたのですから、公述人全体の公述だけは聞きたいと思ひますので、その旨御了承願いたいと思ひます。横山利秋君。

○横山委員 簡単に高木さんにお伺いしたいと思ひます。先ほどのあなたの話は非常に傾聴いたしました。時間がかかったせいでしうか、まだ高木さんの言い足りないところがあるかと思ひます。たとえば今議論しておりました租税特別措置、税が公

平であらねばならぬけれども、しかし今日の経済政策上必要なこと等、いろいろな角度から主張されるが、公平論の、ここへ迫ってくる政策上の特別措置のリミットを一体どういうふうに考えておられるか。非常に抽象的でありまうけれども、どこまで野放しにしておか、私はそれをある程度限定したい。限定をして、納得するべきリミットというものを先生方はどういうふうにお考えでありますしうか、それが第一点。

第二番目に、高木さんのおっしゃる五人家族三十六万円まで無税、それができないならば、せめてといつて第二案をお話しになりましたが、この第二案は、ちよつと私どもが今主張いたしておりますことに近いのです。非常に共感を覚えるのであります。その中で労働除税の二五%について、先般もここで論争いたしました。論争の焦点になったのは、私どもは均衡上今すぐに二五%にしたい。ところが政府の言ひますのは、申告所得を百パーセント申告しないから、それを百パーセント申告させるようにすればつり合ひがとれるから、しばらく待つてもらいたい。私の方は、それは百年河清を待つものだといいこと、現在も二五%にすることは政府は待つてくれというのであります。ところが現在二五%にするのだという所論をお立てになる上において、申告所得を適正に、百パーセント取るべきである、それまで待つべきだという政府の見解についてどうお考えになるか、これが第二番目。

第三番目は、お話しした第一案なり第二案につきまして、答申が出て、それから政府案が出て、今あなたの御意見

がある、もし二千五百億円の自然増収ありせば、こうあるべきだとおっしゃるのですが、それは二千五百億ありせば、今の政府案にプラスあなたの案というものであるのか、それとも、もし二千五百億のときに先生が議論されるおっしゃったならば、税制はどうあるべきか、それとこれとは一緒のことであるかというところが御質問をいたしたい第三点であります。

第四番目は、二千五百億ありせば、かく減税に使うべきである、それからあととは施策に回してもよろしいという御意見ですね。そこで、国会で論争になつておりますのはインフレ論であります。このインフレ論について、少し角度は違いますが、予算とインフレについて、先生の御意見をお伺いしたい。

○高木公述人 たいだいまお尋ねを受けました点、ここへ控えてはおきましたけれども、もし聞き取り違いなところございましたら、どうぞお教え願います。租税特別措置の政策的意義というところが出ました。冒頭に委員長がおっしゃったように、私の考えを率直に申し上げます。私は、租税特別措置というのは負の課税で、ネガティブの課税でありますから、これは補助金であると考えます。従つて私がかねて考へておりますことは、予算面に現われております産業部門に対する補助金、これを三十一年度の予算について見ますと、産業経済費のうちで、直接の補助金として現われておりますものは六十五億円でございまして、ところが三十二年度の予算におきましては、そのうちから外航船舶子補給が打ち切られましたから、三十二年度の予算面の産業経済費

に現われて参ります産業部門への補助金は、六十五億円から三十一億円を引きまして三十四億円でございまして。一方に特別措置は、経済政策的要求による減免及び繰り延べでありますから、これはさまたま先ほど西野さんのおっしゃったように、これは繰り延べであるということもありましよう。従つて濃度の違いが非常にありまして、経済政策的要求による減免税、すなわちネガティブの課税でありますから、前に九百何十億ありましたが、それが二百億ばかり削られましたから、結局三十二年度におきましては、予算の面で七百億現われております。産業部門への補助金が三十四億であつて、経済政策的要求による減免税、すなわち補助金は七百億である、二千億違う。これがやはり日本の補助金政策の一つの現われである。私は皆さまのように政治家でございませぬから、事実の解釈を申し上げますが、それが日本の政治の上において必要であるか、そういう経済政策をとることが必要であるか。政治的な意味についてはただいま申し上げたことを控えさせていたいただき述べることと違つたところに特色があります。二十倍も違つたところに特色があります。外航船舶子補給の場合には配当制限がございまして、先ほどごなか御指摘がありましたように、特別措置による経済政策的要求のネガティブのものから、補助金ですから、配当制限がないのです。私はかねて不思議なことだと思つております。

第二の勤労所得の二五%控除、政府案では二〇%の控除と相なつておりますが、これを二五%にしたらどうか。しかし四十万円をこえる場合は、やはり政府案の程度でよろしいのではないかと私は感じておりますが、申告所得の場合に、これは営業所得に関するものと解釈いたしてよろしゅうございませぬ、勤労控除に關係するのですから、従つて私が先ほど申しましたように、個人業種所得のたとへば四十万円まで、あるいは五十万円でも、そこまでは勤労控除に準ずるものとして一〇%の控除をする。あるいはそのところは数字の上で一五%がいいか、一〇%がいいかというところは、私はちよつと決心のつかない部分があるものであります。個人業種所得に対しては、やはり家族その他の勤労によるものが多うございまして、これはやはり若干の勤労控除があつてよろしいかと思ひます。そうすれば、申告所得との間のバランスがとれやうと思ひます。でしやうかというところを、私はちよつと考へております。

それから三十二年度の自然増収は二千五百億をこえると思ひました。それは二千五百億の近所ではないと思ひます。二千七百五十億から二千八百億近く三月現在では見込める。おそろく大蔵省の財務当局は、まだそれを言ひ切れなかつたと思ひますが、思つたよりも自然増収が多いので驚いておられるのが実情だと思ひます。そこで皆さんは、一つ実情を担当者からお聞き取り願ひたい。ただその場合に、一月の末の状態でございまして、二月にかかつてございまして、二月の末の計画の根拠としては弱いものになると思ひますので、三月現在はどういう見込みであるかということをお聞き取り願ひたいと思ひます。さうなことを私が申すと、あるいは大蔵省の方

は、よけいな迷惑なことを言うやつだとおっしゃるかも知れませんが、これは、やはりそこを確かめておきませんと、その上に立つた減税計画と申します。租税計画というものがつかみにくい。国民の租税負担を軽減することができると、それをしないというところになつてしまふと思ひまして、私はそのことを申しました。そうして政府案は、先ほど申しましたように、基礎控除が九万円あります。それよりも一万円引き上げる、それから扶養控除のことも申し上げたわけでありませぬ。もちろん私は、財源が許されるならば、私の一応の目標としては、五人家族の勤労所得者年額三十六万円、月額三万円、これは今四百倍とすれば七十五万円あります。しかし、皆さんが戦前において七十五万円の収入があたりどきに、税金を払つた方はないと思ひます。自分が若い時分に税金を払わなかつたと思ひ、やはり今で

も租税の負担を除くといふことのお考へは、当然持つていらつしやうと思ひます。しかし税源がないじやないかとおっしゃれば、それは税源があるのです。大体今の進行状態からすれば、政府の自然増収見込みよりは八百五十億多い。それをみんな使つてしまつて、それにぶち込んでしまふと言つては、これは少し慎重を欠くかもしれませぬ。従つて第一段階としては、五人家族の勤労所得者は初年度三十一万円、従つて政府案よりも五万円ふえます。そしてもしも一と言ひ必要はないと思ひますが、今の状態では確実だと私も思ひますが、いよいよそれくらい見ても財源は大丈夫だとなつたら、さら

に五万円引き上げて三十六万円まで持つていく、そういうことが私は可能であると思ひておる次第でございませぬ。

それからインフレ論でございまして、このインフレ論については、確かにいろいろ懸念はありますが、私は、考へるものと非常に簡単に考えたとこから出発する方が、かえつて雑念がなくてよろしいと思ひます。ただいまのところインフレの危険ありとすれば、これは国内需要がふえる。内需がふえることによつて、外国への輸出ということになります。たとへば率直に申し上げますと、国鉄の工事勘定がふえておると、そうすると、企業によりましては国鉄の注文を長くつておられる、それをそでにするわけにいかない。しかし同時にその企業は、今車両、レールその他の外国からの注文もある。どつちをとるかということが起つて参ります。おそろくはこれまで外需輸出に向けられておつたものが、若干は内需に回らうと思ひます。それは、日本の経済生活をよくするために、なるほど輸出を増大することも必要でありましよう。けれども、それは国民の生活を豊かにするために輸出を増進するのですから、右の足を出すと同時に左の足も出していかなければならぬのですから、その場合にどつちかが先になるというところは当然のことです。両方足をそろえて飛んでいくのじやないのですから、どつちかの足を互に違いに出していくのですから、あるときは輸出の方を多く、あるときは内需に向ける、そのバランスによつて日本の経済の内容がよくつていくのだらうと思ひます。そこで私は、もしイ

ソフレの危険、そういうところから参りますインフレの危険ありとすれば、それは絶無とは申しません。これは金貨の経済拡大の推計でございますが、三十一年度においては、国民所得が一二%増大する。これが三十二年度においては、下半期における輸出の伸びがぶるかもしれないので、そこでもって七・五%にする、こういう推定でございます。これは私はもう少し内輪に見て、七・五%としないで、五%ぐらいに考えるのが妥当じゃないか。しかし、そうしたらこれまでに申した三十二年度の自然増収が減るじゃないかというお話がきつと出ると思ひます。そこで先ほど、一番初めに申し上げましたが、所得の増加が租税収入に反映していくには四月から五カ月かかる。それだけ自然増収がずれていくわけです。そこで、一方では自然増収が多いということは、財政の対民間収支よりいへば吸い上げ超過になります。その吸い上げ超過になっておるものの一部は所得税の減税に充て、一部は――というの、三十一年度内における自然増収の中から先ほど言った六百億、三十二年度の自然増収の中から六百億、合計千二百億は一応政府の余剰金として押えておいて、もしインフレの危険ありとすれば、それを抑制する手段を講ずるし、もし金詰まりでいけないならば、それを短期資金として放出すればよろしい。ここはやはりある弾力性を持たせる用意がなくてはならぬかと思ひます。従つて私は、一挙に三十六万円の免税点にするというのをしないで、ここは一歩慎重なステップを踏んだ方がよろしいと思ひまして申し上げたわけでありませう。

○山本委員長 それでは、先ほど申し上げましたように本会議等の関係がございまして、この際残余の公述人の方々の公述を続けてお願いしたいと思ひます。日本労働組合総評議会事務局長岩井章君。

○岩井公述人 時間がありませんから、ごく簡単に私たちが考えておることを申し上げまして、委員各位の参考にしていただきたいと思います。

第一番目に、私たち労働者といひます。簡便な言葉で言へば貧乏生活をしてゐる者から見ると、税金の体系といふものをだれが見てもわかりやすいものにしてもらいたい。自然増収が相当あるので、今度の機会にはかなり手直しをされるわけですから、こういう機会に、むずかしい理屈は私もよく知りませんが、単一の税体系に近づけることが必要なんじゃないか。これは私たち労働者ばかりでなく、おそらくは国民各階層が、もう少し税の体系といふものはわかりやすいようになつてを期待してゐるのじゃないか。第一番目にこのことを申し上げたいと思ひます。

それから第二番目に申し上げたいことは、先ほど来かなり議論になつております国民生活の上下の断層といふものを、こういう自然増収のある機会でありませうから、できるだけ埋めるような配慮をしていただきたい。具体的に言へば、個々の問題はたくさんありますけれども、私どもから見ると、上下の生活の断層といふものが、今度の税改正によつて一そう広まつていくのではないか、そういう心配をいたします。特に私たち勤労者に直接の関係がある所得税の改正のやり方を見てみますと、大へんに不満を感じます。御存じの通り、五十万から百万のところを称して中堅所得者という言葉を使つておいてですが、私たちから見ると、あつては私たちの仲間の生活を見ると、月収で四万円もとる、あるいは五万円もとるという者は決して中堅所得者ではありません。おそろくはどういう職場に行きましても、月収で四万、五万とるというのは、会社でいへば課長であり、あるいは国家公務員でいへば、おそろく課長くらいにならないければ、月給で四万も五万もとる人はありません。御存じの通り日本の平均賃金といふものは、いろいろ説はありますが、けれども、よく見ましても一萬八千円内外であります。その場合に五十万から百万のところを力を入れる、こういうふうなやり方といふものは、私はせつかく金を使つて手直しをするので、適当ではないのじゃないか。これは何党を問はず、国民の一番下の生活をしてゐる人たちのために、もう少し税体系のことは配慮すべきではないか、こういうふうに私としては申し上げたいのであります。特に私は臨時税制調査会にも出ていた関係で、議論のあるところだと思ひますから、研究をしていただきたいのであります。租税をとるに当りまして、先ほどから租税公平の原則といふことがしきりに言われておりますけれども、もう一つの問題は、大衆課税にするのか、それとも非常にお金持ちの人から税を納めてもらうという方式をとるのか、この辺のことはもう一ぺん検討を行なつていただきたいのであります。今高木先生からもお話しがありましたように、戦争前昭和九年から十年くらいを――

私はそのころ国鉄に入つたのでありますが、当時月給百円なければ国税といふものは納める人はいませんでした。従つて、私が小学校を出てすぐ機関区に入つた際に、国税を納めてゐる人で保証人を探してこいと言われまして、非常な苦勞をしたことがあります。これはおそろく年輩の委員の各位には、身をもつてそれこそ御存じのところだと思ひますが、当時の百円が今どの程度の金になるか、これは常識的に私は答えがでるところだと思ひます。こういうふうなことを参りますと、昭和十年のときの所得税を納めていた人が、正確な数字はわかりませんが、国税庁あたりの数字を見ると、六十三万人といふことになつております。昭和三十一年の所得税を納めた人は、千七百七十七万人といふ数字が発表されております。こういう数字を見ますと、私の意見としては、できるだけ所得税を納める人を少くしていく。つまり言うならば、基礎控除の額、あるいは扶養控除の額、あるいは所得控除の額といふようなものをできるだけ重点的に引き上げていってもらう。そうすることによつてだんだん所得税を納める下の層の人たちが納めなくてよいことになつていくのではないか、この点には特に私は声を大にして訴へるものであります。特に昭和十年の数字を見ると、今日の金に換算して三十万から五十万の所得税を納めていた人たちが約三十八%おりました。それに反して五十万以上の税を納めていた人たちは、六二%当時の税金の中で占めてゐるのであります。ところが昭和二十九年の数字を見ると、三十万以下の所得の人が七二%、三十万から五十万までの人が

二二%、そして今日政府原案でいわれている、中堅階級と呼ばれてゐる五十万以上の人たちはわずかに七%という実情であります。こういう数字を見ましても、私は特に今回の税制を改正するに当りましては、こういう面の配慮を第一義的に考えていただきたい。それから次に申し上げたいのは、所得税と法人税との関係であります。先ほど来法人税の問題がずいぶん議論をされましたが、私が調べた数字によりますと、歳入中に占める税金の割合を昭和十年と三十二年、つまり予算原案として出されてゐるものとを比較しますと、昭和十年には所得税、法人税ともに一億円であります。ところが昭和三十一年の政府原案を見ますと、所得税は三千二百五十一億円、法人税は三千二百五十五億円であります。私どもから言へば、何でもかんでも法人税から取れ、こういうふうな主張するわけじゃありませんけれども、依然として二百億円の差があるといふことは、やはり研究をしていただかなければならない問題の一つではないか。特にこのことも皆さんに訴へておきたいと思ひます。

そこで私が意見として申し上げたいことは、今の数字の中からも出て参りますように、できるだけ低所得者の減税といふものを考えてもらいたい。これは昨年の春でありましたか、間接税の中で特に砂糖税だったか、たしか上つたことがあります。その砂糖税の上つたといふような事例を私たちの生活に直接適用してみますと、減税の恩典は何も受けずに、貧乏人といへども砂糖くらいは食べますから、かえつて税が引き上るという結果を示しておる

のであります。従つて、今回の税制改正に当りましては、間接税の問題はあまり手直しをしていないようでありまして、私どもはむしろ積極的に間接税を減らしていく、こういう方向をこの自然増収のあった機会にもっと考えていただく必要があるのではないかと、特にこのことを申し上げておきたいのであります。

次に申し上げたいのは、いわゆる高額所得者に対する累進率をもっと引き上げることができないのか、こういう点を私どもからは主張したいのであります。私どもは学問がありませんから、詳しく実情は知りませんが、イギリスあたりの実例でいいますと、最高の累進課税率は九五%だと聞くのであります。従いまして、今日戦前に直ちに比較することはもとより困難でございますけれども、こういう面の配慮も加えていく必要があるのではないかと。そうすることによって初めて租税の公平の原則というものが貫かれていくのではないかと、こういう点を申し上げたいのであります。

次に法人税の問題について、私どもの立場から若干意見を申し上げておきます。第一番目に法人税の問題で申し上げます。これは、十何年間続いてきておる傾斜生産方式をやめてもう段階がきておるのではないかと。先ほど来経営者側の方からいろいろお話しがあったようにありますが、経営者の皆さんがしばしば使う言葉の中に、もはや戦後ではないという言葉があります。もしその言葉が事実とするならば、敗戦以来今日までとつてきました種々の国家的な援助というものを、大企業にのみ集中するやり方というものは、この辺

でもはややめるべきではないかと。税の上で言うならば、租税特別措置法というものは、長い間の委員会でも問題になっていないようにいわれますけれども、私どもから見ると、原則的に廃止をすることが正しいのではないかと。先ほど春日委員から御質問もありましたように、租税公平の原則から見まして、ひとりまじめに中小企業だけが四〇%納めておつて、そして大きな企業は二〇%とか二五%とかいうことは、確かに説を立てれば、国家経済の発展とかいふお話しもありましようが、やはりほどほどにしなければいけないのではないかと。ことに私は全くのしろうとでありますけれども、かりにそういう必要を感じるのであれば、これは税の面で処置をすべきものではなく、むしろ国家の経済政策の中で当然論議をすべきものではないかと、こういうふうには考へるものであります。従つて、この委員会がわずかでありますけれども、政府原案の中に示されている租税特別措置法を整理しようという方向を、私は大いに歓迎するところであり、この際原則的にもっと検討をして、抜本的に廃止をする方法というものをとつていただきたい。

それから第二点に申し上げたいことは、全く私はしろうと論で主張するのは、私自身自信がありませんが、法人税が一体一律に課税されるということとはほんとうにいいのかどうか、全くのしろうと論からすると、所得税の面では、御存じの通り累進課税になっておる。法人税の方は、たとえば八幡製鉄のごとき、半期の決算で純利益十億もあつておつて相変わらず四〇%、それが租税特別措置法があるために二〇

何%、こういうべらぼうなことになる。片方町の中小企業、一銭店屋のことを考えてみまして、五十万円の所得さえあればもう四〇%かかる、こういうことを考えてみると、全くしろうと論議ではありますけれども、所得税的に累進課税方式というものがほんとうにあるのがよいのではないかと、むしろ公平の原則という立場から見ると、やはりそういうことを私は主張したくなる。果して税体系の上でいいかどうかは全く自信がありませんけれども、法人擬制説とか、実在説とかやかましい論議がありますけれども、私としては、この問題については同様に大いに疑問を持つところであります。

次に申し上げたいことは、最後でありますけれども、最近これは法律の中で現われておるのかどうか私よくわかりませんが、人格なき社団に対して課税をする、こういう動きがこの委員会でも議論をされておるのか、政府が考へておるのかよく知りませんが、あるようであります。これは私ども労働組合、あるいは大衆団体から見ると、大へんな問題であります。御存じの通り、必ずしも法人になつておらずに、たとえばここに母親の会というものがあつて、この母親の会が、たとえば料理の講習会をやる、そのために若干の費用をそれぞれから分担してもらふ、それが利益と称して課税対象になる。私どもから見ると、まことにばかばかしさを飛越えて、全く妙な感じを持つのであります。ですから、人格なき社団に対する課税というやうなもの、この際本委員会におきまして、事の是非というものを冷静に判断をしていただきたいまして、そういうやうなば

かげたことのないやうな処置をとつていただきたい。労働者がいい音楽を聞くために、たとえば音楽会を催す、そのために先生に支払うための若干の費用を徴収すれば、これがもう所得だと云われて課税対象になる。全くこれはもうばかばかしさを通つて、憤りさえ覚えるところでもあります。どうか本委員会におきまして、そういうばかげた現象がなくなるやうな御配慮をいただきたいと思ひます。

時間がありませんから、ごく簡単に私どもが申し上げたいところの要点を申し上げまして、参考にしていただきたいと思います。

○山本委員長 次に、税理士、公認会計士前川万治郎君にお願いいたします。

○前川公述人 私はただいま御紹介を受けました税理士、公認会計士の前川でございます。この公聴会に出ましてお話をいたす機会を与えられましたことを、光榮に存するのでありますが、御指名によりまして、これからお話を申し上げますことは、税務職業者の一人といたし、かつ個人の意見も加へまして、公正なる立場の上から改正案の要点とその他につきまして、いささか所見を申し述べさせていただきます。と思つております。従いまして、ある場合には大企業にも不利なことを申し上げるかもしれぬし、また小企業にも不利なことを申し上げるかもしれぬ面におきましてお話をいたしたいと思ふのであります。

なおこれから申し上げますことにつきましては、時間の制限を受けておりますので、一々こまかく申し上げますと

長くなりますから、条文で申し上げます場合がございますから、どうか御承知をお願いいたします。

まず所得税法について申し上げます。所得税法の改正案の第一条第六項の、ただいまお話しをいたしましたけれども、法人でない社団または財団に関する規定が設けられましたことは、これはあるいは民法上やや疑義が存することであるかと存するのでございしますが、私ども公正なる立場から考えますと、これは当然——当然と申しま

第二に、第二条第二項、第六条第一項の第三号、第九条第一項の第五号、同条の第二項につきましても、これは改正案に賛意を表し得るものでござい

ます。これは一々申し上げますと大へん長くなりますので、どうか皆さんあとでござん下さい。

その次に第三といたしまして、改正案の第十一条の三であります。これは同一世帯の親族に対する資産所得の合算課税についての規定であります。が、これについてはいささか異論がございします。現在の家族制度におきましては、私どもはなお従来のごとく所得の分割課税を主張するものであります。現に同一世帯であつても、その收支の区分を明らかにいたしまして、そうしてまた一つの世帯内におきまして、その実情を見ますと、同一世帯内において比較的多額の所得、あるいは資産所得を有している世帯者が、その世帯内の親族の生活費の一部を負担している場合が、これは普通に行われておるのであります。それを考えますと、やはり世帯内の平和維持と世帯内の幼

少親族の養育にこれを使っておるの
ありまして、合算課税を行うとすれ
ば、同一世帯内の資産の分割、ある
いは贈与につきましても相続税を免除す
べきものである、私はかように考えるの
であります。そういう議論も成り立つ
と思うのであります。もし所得のあれ
を合算するならば、その所得の起つて
くるところの源泉である資産の世帯内
の贈与というものは、相続税を免除し
てもいいという議論が成り立つたろう
と思うのであります。もしその相続税
を免除することができないならば、や
はり現在のままそれぞれ分割課税にし
ていただくのが最もよいのではない
か。これは現在の改正法案に反対の主
張をいたすものであります。

それから第十三条の所得税率の改正
は、いろいろ御議論もあると思いま
すが、私どもは現在の段階においては、
大体賛意を表するものであります。た
だし、地方税の課税もあるものであり
ますから、私はできるだけ三十三万以
下の所得者に所得税がかからないよ
うに——現在よほど減ってはおりま
すけれども、将来ともに御研究を願
い、かような希望をこの点については
申し述べておきます。

第二十六条中の改正点、第三十条中
の改正点、第三十六条中の改正点、第
六十一条中の改正点についても、これ
は私どもとして御賛成を申し上げるこ
とができると思っております。

第六番といたしまして、第五十三条
の規定は、改正案において限度額を増
加されたのでありますが、第三者通報
制度の廃止されました今日は、これを
削除していただいていいと思うのであ
ります。しいてこの新しい改正法の五

十三条の規程を存置なさるとするなら
ば、同条の最後にありますところの「命
令の定めるところにより、公示しなけ
ればならない。」というのを「公示す
ることができる。」となすつていいのであ
ろう、かように考えます。

第七番といたしまして、附則の9及
び10は、第十一条の三のいわゆる世帯
内親族所得の合算規定について賛意を
表すことができまけんから、これは
改正案から削除を願いたい。

それから次に第八番といたしまし
て、概算所得の控除につきましては、
理論的には不備な点もあると思うので
ありますが、社会保障制度のまだ十分
にできておりません今日、これは一つ
の徴税上のグレースとして存続してお
いていただきたいという声を多くの
方々からも聞いております。私もまた
さように考えるのであります。

次に法人税について申し上げます。
第一に、第一条第二項の法人でない社
団についての規定は、所得税法の部
において申し述べましたごとく、民法上
の疑義が存するところであると存じま
すが、特に収益事業を営むものにつ
いて、法人たる社団、財団とみなして法
人税法を適用するというのがあります
から、これは課税公平の趣旨に基
いて、私個人といたしても賛成し得る
ところでありまして、しかしこれに
関連いたしまして、法人たるとい
なとを問わず、いわゆるかような非営利事業団
体が収益事業を営みますのは、非営利事
業の運営を助成するためにこの営利事
業を営むのでありますから、現在の
非課税限度の三〇％を五〇％まで非課
税に拡張していただきたい、かように
考えるのであります。

第二番に、改正法第五条の二、第五
条の三、第七条の第三項及び第六項、
第九条の七、第九条の八等は、いずれ
も第一条第二項に関連しておる条項
で、これは異議がありません。

第三番といたしまして、第十八条第
七項に定める添付書類については、い
ささか異議の存するところございま
す。これはこまかい条文上の問題にな
ると思ひますが、外国法人については
ともかくも、第五条第一項各号の法人
もしくは人格のない社団については、
その本来の目的が非営利事業の遂行で
ありまして、その行う収益事業を除き
ましては、損益計算なるものはないの
であります。

〔委員長退席、横銭委員長代理着
席〕
そしてその計算は、市町村のごとく
収支会計によつて行われるべきが本来で
ございまして、でありますから、財産目
録と収支計算書を作成すれば足りるも
のでありますので、また収益事業を行
うものについては、これは税法にも定
めはございしますが、本会計と分離を
いたしまして、そうして収益事業会計
の関連を知る必要があるものでありま
すから、同項の第三行の「貸借対照表
及び損益計算書又は」とありますのを、
収支計算書及び訂正されんことを望
むものであります。収益事業にかか
るものにつきましては、貸借対照表及び損
益計算書を添付すべきことは当然であ
りますから、これは原案のままでよい
と存じます。なお財産目録及び貸借対
照表の提出を必要とするものにつ
きましては、貸借対照表に付属明細書を添
付することによりまして、財産目録の
添付は省略し得るのではないか、さよ

うに考えますから、この点申しそえて
おきます。

第四といたしまして、第五十一条第
一項及び附則に定められました人格の
ない社団についての規定は、これを法
人となし法人税法を適用すること
については、先ほども賛意を表しまし
たが、当然の定めといたしまして、こ
れは賛成し得るものであります。ある
場合には、さようなお取扱いを受けた
方が人格のない社団におきましてもま
たい場合もあるものであります。

第五といたしまして、なおその他の
こととしては、現行第十七条の二に定
めるところの同族会社の積立金課税
は、同族会社であるとの理由で重課さ
れるのであります。この規定は廃
止されるようにお願いしたいと思いま
す。法人税のほかに、さらに留保金に
対して課税することは重複課税になり
まして、やや酷であると考えられるこ
とと、それだけでなく資本蓄積の規定
の適用に恵まれない中小法人が多く同
族会社になつておりますので、中小法
人においては、なおその点をやめてい
ただきたい、かように考えるのであり
ます。またその他の点といたしまし
て、第四十二条の利子税の關係にお
いて、更正あるいは決定にかかると利子
税及び加算税の起算日は、従来はその
事業の決算決定の日にかかるとあり
ますが、これを更正あるいは決定のあ
つた日から利子税を加算してい
ただくようにしていただきたいとい
う意見が、だいたい業者の中にもござ
いますから、どうかこれだけ付言してお
きます。

次に租税特別措置法について申し上げ
ます。特別措置法の全面的改正は、

現下の国情に照らしまして概して私は適
切と考えるのでございます。従来特別
措置法によつて恩恵をこうむります
ものは大法人に限つてという誤解が
あるかもしれませんが、大法人に限り
まして、そして従来は、いわゆる旧十
八条の居住用住宅等の買いかえとか交
換等による規定のほかは、あまり中小
企業方面には恩恵がなかったものであ
ります。そういうわれたいのであります
が、今回とにかく措置法の全面的改正
を行われることになりましたことにつ
いては、私どもは賛意を表するもので
あります。なおこの点については、将
来の研究に待つものが相当多いと存
じますが、どうか将来の改正案につ
いては十分御考慮を願いたい。ただし概
算所得の控除の廃止の件は、所得税の
ときにも述べましたけれども、これは
存続をしておいていただいた方が、社
会保障制度が確立されるまでは一つの
グレースとして、置いていただいた方
がいいと思うのであります。

次に別の意味におきまして、従来鉱
業、マイニングにおきまして、非常に
坑道の償却について悩んでおつたの
であります。この点について、今回坑道
等の生産維持に必要であるところの機
械、あるいは坑道の製作費等は、その
用に供した年の必要経費に算入するこ
とが挿入されましたのは、これは非常
に機宜を得た措置であると思うのであ
ります。これは、私が先ほどの公正な
立場から、たとえば炭鉱におきまし
て、あるところまで掘つていって、そ
れから先の坑道の作製費が非常によ
いかる。しかしそれは、掘れた後は
ほとんど無価値のものになつてしま
うのでありますから、石炭の増産、あ

るいは企業の進展という意味から申し
ましても、大へんにけつこうな御処置
であつたと思ふのであります。

次に第三といたしまして、第六十二
条の交際費の損金、不納入の方法につ
いては、現行のものについてもいささ
異論があるものでありますけれども、
しかし適用限度を出資金五百万円から
一千万円に増加されました点につ
いては、賛成を申し上げるのでありま
す。それからこの経費としての許容率
を一〇%下げられました点について
は、これはやはり種々なる点を考慮さ
れて立案されたものとしまして、これ
は納得し得るところでございまして、ま
た従来の方法によりますと、非常に
適用に不公平があつたのです。とい
うのは、初めに基準年度がない法人に
対しまして、非常に高い費用の否認を
されるということになつておつたので
あります。これが今度の改正により
まして訂正され、明確にされました
とは、非常にけつこうだと思ふのであ
ります。

なお租税増徴法につきましては、全
体的に見まして、永続性のあるもの
につきましては本法に織り込んでいた
きたいということ、なおこの改正
につきましては、将来とも御研究を願
うたい、かように存するのでございま
す。

以上御指名に基づきまして、今回の改
正に關しまして所見を述べたのであり
ます。が、一般的に従来の税法の字句
は、非常に難解であるといわれてお
りますので、今回の改正についてはそ
の点をだいたい考慮されまして、字句をよ
ほど簡易明確にされたところもござ
います。この点は一般納税者に納税

思想の普及をさせるという観点から
も、将来ともなお御研究願ひたいこ
とを希望いたしまして、私の陳述を終
ります。

○横濱委員長代理 本会議散会後直
ちに再開することとして、暫時休憩いた
します。

午後一時三十分休憩

午後二時五十分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き公聴
会を再開いたします。

それでは引き続き日本証券業協会
連合会専務理事吉田政治君に公述をお
願ひいたします。吉田公述人。

○吉田公述人 ただいま御紹介いた
されました吉田政治でございます。

今回の税制改正の案は、長期におた
る税制調査会の研究に基づき、戦後の複
雑な税制を改正するとともに、一千
億円の減税を企図して作成されたもの
であります。われわれは、関係当局
の今日までおられまして御考慮と努力
に對しまして、深く敬意を表する次第
であります。改正案のうち、証券界と
して賛成な点、反対の点並びに希望
いたしたい点がございまして、許され
ました時間内で、その大要だけを申し
述べたいと思ひます。

初めに総括的な点につきまして申し
述べます。わが国の税制に限らず、広
く経済政策の面から申しまして、われ
われが常に遺憾に考へておりますこと
は、預金と株式、あるいは言葉をかえ
ますと、利子と配当というものの對
する取扱ひ方が、はなはだ不均衡な点
があるということでございます。申し上
げるまでもなく、資本の蓄積に關しま
しては、預金も株式もともに重要な使

命を持つものであります。その上に企
業の自己資本を充実させるためには、
株式投資を推進いたしまして、企業
の株式発行を円滑にすることが必要な
のであります。また株式投資は、企業
への直接投資でありますから、預貯金
のような間接投資と比べますときには、
積極性を持つものであります。従つて
配当に對する課税は、利子に對する
と同様、もしくはより以上に有利に扱
れてしかるべきものと考へるのであ
ります。明治以来わが国におきまして
は、金融偏重の政策が常にとられて
参つております。特に戦後におきま
しては、預金に對しましては、まず無
記名預金制度を設け、次に源泉分離
制度を定め、さらに預金利子に對する
税率を幾たびも軽減されてきておる
のであります。そうして一昨年から
は、利子に對しては全面非課税という
ことになつて進んでおるわけであり
ます。しかるに配当に關しましては、
源泉課税のほかに申告による総合課
税の制度がとられております。従つて
利子は、預金者よりも高率の税金を
常に課せられておる上に、常に税務
当局から元本追及の對象となつて
おるのであります。企業
の自己資本が少いということは、金
融機関からの借り入れ過多となり、
その結果は財界にオーバ・ローンの
現象も起ります。また企業自体にも
自主性と進歩性が低くなり、あるいは
他から人事権までも干渉されるよう
な事態になることは申し上げるまでも
ないことと存じます。今やわが国にお
きましては税制上、行政上、全般的な
経済政策といたしまして、株主の優遇
というものを今まで以上に考へられ
なければならぬ情勢に到達していると
信ずるものでございまして、この点に
つきまして、私は証券界の全体の意向
といたしまして、配当と利子との間の
税制上の不均衡な点につきまして、今
日日本経済の新しい発展に向ふとす
る時期におきまして、行政当局皆様の
御考慮を願ひたいと思ふのでありま
す。

次に、改正法案のうちの各種の項目
につきまして、証券に關係のある点
を申し上げたいと思ひます。

第一に配当に關する税制といたしま
しては、配当源泉徴収率は、現行の臨
時措置法のまま一割として据え置かれ
ることとは、まことにけつこうなこ
とでありまして、賛成いたす次第であ
ります。配当控除率は三割から二割に
引き下げられましたことは、低きに過
ぎずから反対いたしたのでありま
す。租税調査会の答申におきましても
二割五分となつておるにかかわらず、
これが二割に引き下げられましたこと
は、はなはだ遺憾に存する次第であ
ります。法人擬制説などを採るまでも
なく、株式に投ぜられた資金は、その
運用収益に對して法人税が課せられ
るのでありますから、株主に分配され
る配当は、納税済みの後の分配金であ
ります。従つて、これに課税することは
二重課税と申して差しつかえないので
ございまして、配当控除率が三割に据
え置かれても、決して高過ぎるわけ
ではないとわれわれは考へておる次第
であります。

次に、所得の世帯合算制度について
申し述べたいと存じます。この制度に
つきましては、四つの点から私どもは
反対をいたしたいと思ひます。

第一の点は、この合算制度の上で合
算されるべき対象は、資産所得であり
ます。すなわち利子所得と不動産所得
及び配当所得の三つでありまして、利
子所得は、税法上の特別優遇の關係
から合算には除外となります。また不
動産所得は、その実例がはなはだ少
いのであります。結局この合算制度は、
配当所得だけが対象となつたものと
いっても差しつかえないのでありま
す。ここにも利子と配当との非常に不
均衡なる扱い方が現れておるよう
に感ずるのであります。

第二の理由といたしましては、世帯
員間の資産の移転に關しましては、そ
のつど贈与税を課して、個人本位の建
前で扱つておりながら、その資産から
生ずる果実だけを世帯合算とすること
は不合理であるように思ひます。その
上に、税額は合算をいたしておきなが
ら、その納税者はさらに再びもとに返
して、各世帯員が納税する建前にな
つておるようでありまして、このこと
は、皮肉に申しますれば、世帯合算の
制度が、個人の財産権と矛盾してお
る欠陥を政府みずから認めたその上
での強辯策として、かような、一た
ん合算をして、さらに納税の場合には
またそれぞの世帯員が納税するとい
う建前をとられたものと思へるので
あります。かような理論上から矛盾の
多い措置は、おとりにならない方が
けつこうだと思ひます。

第三の点は、最も遺憾な点であり
ます。これは配偶者に対するは、子
や孫に對するほどの独立性をも認め
ないで、当配偶者の収入いかに
かわらず、すべて世帯主に合算する
ということになつております。このこ
とは、シャウブ勸告によりましてと
られた、税制が男女の平等権を

経済的

経済的

に確立して今日まで参ったのでありますが、それを打ちこわしまして——多くの場合は、配偶者に該当するのは妻であります、その妻は夫の従属となることになりまして、これはすなわち旧式の家長制度の弊に逆戻りするものであります、かような逆戻りの、民主主義とは相いれないような思想が根底となつておる制度に對しましては、私も、税額のかんを問題といたしません、趣旨として賛成できかねるのであります。

第四の反対の理由は、この合算制度がとられてゐる前提につきまして、賛成できない点があるのをごさいます。それは、租税調査会の答申書の中に示されております通り、二つの前提のもとにこの制度が作られておるようであります。第一は、世帯員の所得は、世帯主が自由に処分するが日本の実情であるということ、もう一つは、多額の配当所得者は、その所有株式を家族の名義に故意に分割しておる、この二つのことを前提としてこの合算制度が定められておるようであります。が、この二つの前提は、必ずしもすべての場合に適用できる確定的なこととは申し得ないのであります。逆に、名実ともに世帯員各自の資産所得である場合の方が多いのであります。それが普通なのであります。また株式等に関する限りは、家族のそれぞれの者に貯蓄心を向上させ、独立心を高めるといふ点から申しましても、かような資産を漸次本人の名義にし、名実ともに本人のものとして持たすことが、むしろ国の経済政策の上から申しましても推奨すべきことかと考えるのであります。それを事実と相違いたしました。

きわめてまれなるケースを普通のケースのごとくに扱い、前提といたしまして、この合算制度が設けられておるといふことは、どういたしまして理屈に合わない、また実際の上からも弊害の多い制度だと考えます。このことはひとり税制上の問題だけにとどまらず、民主主義の原則という点から申しましても、越ゆべからざる線を越えているような感もいたしますので、慎重に検討される必要があると考える次第であります。

次に、所得税法第六十一条第二項の追加修正、新聞で申しておりますいわゆる名義貸しの株式の問題についてであります、あの六十一条第二項の修正のことは、これは当然な措置と考えまして、この法規につきましては当然のことかと考えますが、ただ、この法規の実施につきましては、次の二つの点について政府当局において御考慮いただきたいと思つておる次第であります。

その一つは、資産を預貯金といたしますれば、それが何千万円何億円になりまして全く不問に付しておるのではありません、ひとり株式の場合におきましては、株式投資者はきびしく元本を追及されるというところは、不公平ではないかという点が考えられるのであります。もう一つは、この制度をあまり急激にきびしく実施いたしますときは、証券市場に重大なる悪影響を生ずるおそれがあるようにも考えられる次第でございます。過去におきましても、幾たびかこれが問題になったのであります、実現されずに今まで経過してきまして、証券市場に對して、角をためて牛を殺すような措置を避けるべきであるとの深い考慮からと

られてきたことかと考えるのであります。

次に、法人の交際費のうち損金に算入し得る限度が改正法によりまして引き下げられておりますが、この問題に關しましては、われわれとしましては、実施上はおきまして希望いたしました点の一つあるのであります。それは、現行の法規では、証券業者を物品販売業者と同様に見ておきまして、交際費の算定基準が売上高のみを基準といたしております。しかるに証券業者はおきましては、売り買いというものは同じ商品について表裏の関係をなしにしているものではなくて、全く別個の委託注文にかかる、売りは売りの注文、買いは買いの注文を引き受けて、これを取引所において執行いたしておるわけでありまして、従つて、売りの取引と買いの取引とは合算をして、そうして取引高の合計として交際費の算定基準とされるのが当然だと考えるのであります。この点につきましては、これは政令上において定められるものだと考えますけれども、関連をいたしておる点を申し述べておきます。

最後に、新税法のうち私も賛成を表します点は多々ありまして、深く感謝をいたしております。すなわち公社債の利子、投資信託の分配金に對する課税方法、価格変動準備金、貸し倒れ損失準備金、遺約損失補償準備金等に関する取りきめは、必ずしもけつこうとは思いませんけれども、これはごもつともなご考慮の次第であります。また、増資免稅の廃止、増資登録税の軽減の廃止等につきましても賛成をいたす次第であります。

なお、最後に一言申し述べておきたいことがございます。それは、以上証券に關して申し述べましたことは、実は全国多数の株主及び株式発行会社の立場からの要望でありまして、証券業者直接の利害關係と申しますよりは、株主及び発行会社の利害關係の重大な問題なのであります、不幸にして、株主及び発行会社を代表しての意見を發表する団体も機関もないために、營業上最も關係の深い証券業界から、かような問題の場合には常に意見を述べておるわけでありまして、本日たまたま私も申し述べました各種の税制に對する意見も、これまた株主及び発行会社の立場というものを考えまして、その実情に基いて証券界として公述いたしました次第であります。

○山本委員長 次に、日本橋法律會計事務所長所長平石君の公述をお願ひいたします。平石公述入。

○平石公述入 ただいま御紹介にあずかりました平石でございます。ただいままで、公述人の皆さん方は、一千億の減税という問題に重点を置つて公述なさつておられますが、ただ一つ、どうもあまり触れなかつた法人でない社団または財団に對して新たに課税をしようという法律案が出ておりますので、私はその法律案に重点を置いて公述したいと思ひます。

まずこの法律案に反対いたします。その理由といたしまして、一、租税法律主義の法衣に隠れて、逆に租税法律主義が踏みこじられる。二、恐怖政治になる可能性が生まれる。三、改正案に便乗した合法的脱税組

織が公然と行われ、税制に大混亂を生ずる。

四、法人でない社団等に対する法規制の是非について、これまで憲法學者、行政法學者、私法學者の意見が全然微されてない。

五、法人擬制説を採用してゐる現行租税法体系と矛盾することとなる。

六、実質課税の原則に抵触する。以上六つの理由から反対いたします。では、以下詳しく述べてみます。

まず第一に、租税法律主義が踏みこじられるという点について申し上げます。

今、日本の社会には、自然人の單なる集まりといつてしまふにはあまりに有機的に固まつており、そうかといつて正規の法人になるには手続や法律上の条件等においていろいろの隘路がありまして、法律上は非人格者のままで存在している団体が無数に見受けられます。この団体は、民事や商事の私法關係におきましては、權利や義務の行為能力が認められておりません。わずかに民事訴訟法第四十六条で、その名において訴えたり訴えられたりできる、いわゆる当事者能力者でしかありません。この当事者能力者も、実は職後初めて与えられたものであります。今までこれに關する判例すらない始末です。その代表的なものは政党であります。各種の経済団体や親睦団体、平和運動団体、主婦団体、慈善団体、学会、研究団体、芸能愛好団体、PTA、同窓会、神社仏閣の氏子や檀徒やその講、それから政界人の後援会のようなものがこれに入ります。極端な

一千万円未満ですと、二割は源泉課税の清算だといって国が税金を払ってくれることになっております。たとえばニッケルを製造している志村化工という会社がありますが、この会社は重要物資製造会社だからという理由で、全然無税になっております。十億も上げて全部配当いたしますと、株主には全部で二億だけ国が税金を払ってくれます。こういう仕組みが法人擬制説であります。このように擬制説が行われておる現行租税法体系のもとで、配当など全然予想しない非人格者群に法人税を課税することは、矛盾もはなはだしいものがあると思います。

六、実質課税の原則に抵触するといふ点について申し上げます。御承知のように、第十六国会におきまして、名目課税を廃して実質課税をするという規定が、もみにもまれて制度化されました。この規定は、所得の名目上の帰属者に課税しないで、その所得の利益を實際に受けているものについて課税するといふものです。このようなりっぱな規定といえますが、伝家の宝刀があるのですから、無理に非人格者という名義人を刑事罰を振りかざしてまでとらえようとしなくても、この非人格者の事業から生まれる利益を實際にふところに入れる者に課税できるはずで、すし、このことが租税公平の原則を貫くゆえんだとも思います。政府の提案は、税取り主義に急であるために、せつかく十六国会で法規制した伝家の宝刀の存在を忘れていたのではないかと恐われます。

以上六つの理由から非人格者群に対するみなす法人の法制化に反対いたしますゆえんであります。簡単にございます

が、私の公述を終わります。

○山本委員長 御苦労さんでした。

これにて御出席の公述人各位の御意見の陳述は終了しました。ここで委員各位から御質問がございましたらこれを許します。

○平岡委員 吉田さんにお伺いいたします。配当所得控除の課税の特例につきましては、今回名目的にはいわゆる税額控除の率が三〇％から二〇％に引き下げられました。しかしその実態を見ますと、これは決して引き下げられておらぬのです。今まで百二十二万円までは、配当所得で食っている人は一文も税金がかからないということ、世の指弾を浴びてきました。これに對照的な勤労所得に對しましては、いわゆる標準家族におきまして、現行法で二十四万六千六百円までが免税され、それより出れば課税されるのに、配当所得におきましては、現行法ですら百二十二万円までは一文も税金がかからぬ。これはもう大へな不公平です。そこへもってきまして、今回税額控除の率が三〇％から二〇％に引き下げられたので、その点は大いに是正されたのかと私も錯覚を起しておつた。ところがよくそれを調べてみますと、大口所得者に対する所得税の累進度が緩和されましたので、結論的には百四十九万円まで全然課税されないのです。私は、これはとんでもない不公平だと思つておる。ところがあなたの所論は、そうした勤労所得と配当所得との均衡論には触れておらないで、ただあなたのいわゆる投資面におけるところの徹底的関係にあるとも思われる預貯金の利子との均衡論を言われておるのです。私が御質問したいのは、利

子所得と配当所得との均衡論をおっしゃる前にいわゆる勤労所得等と比較しての配当所得控除、配当所得の非課税の特例、これがどういう意味を持つたかをお考えになったことがありますかどうかをお伺いしたいのです。

○吉田公述人 今の御質問は、私も常々聞かされておる御質問でありますので、私の考えておりますことを回答いたします。お説の通り、今回の改正によりまして、現行よりも税負担の正になる人の所得が高くなる、つまりさうに多くの配当収入が税負担なしということになることはその通りでございます。これは今度の控除率の引き下げの結果ではなくして、これと関係なく、所得税の控除率並びに所得税率が下つたために当然出てくるほかの関係からの増加でありますので、もしほかの所得税その他控除率等が現状のままであるならば、二割に下つたというところは、配当所得者にとっては明らかに負担が重くなるはずであつたのであります。これは、控除率が下つて負担が軽くなつておるじやないかという議論にはならないように私も考えております。

もう一つの問題は、勤労所得とのふつり合ひ、これはいかにもごもつともであります。私がさういふことを申し上げてははなはだ失礼な言ひ方ですが、勤労者にもやはり株主になつていただきたいといわれれば常に宣伝いたしております。やはり勤労者も勤労所得から株主になつてもらえればそれでいいわけでありまして、勤労者は株式を持つことはできないといふことがもしありましたならば、これは非常に不公平な原則になりますけれども、ただいまでは、

会社の従業員も非常にたくさん株主になつておられますので、これをせんじ詰めていきますれば、当然ではないかと考えております。少し理屈がおかしいかもしれせんけれども、私も私どもはさういふように考えております。

もう一つ、ほかの税におきましては、勤労所得とすべてが一致しておるかとお申しますと、均衡を失つておる各種の税が非常にたくさんあります。税金はすべてふところに入のお金の割合に応じて一律になつておるかとお申しますと、そうではないように考えますので、この点はやはりやむを得ないのじやないかと考えております。

それから利子との不均衡という点だけをお私に申し上げておるわけではないのでございまして、しかしちょうど今申しましたと同じように、各種の種類の異なる所得に對しては税率がいろいろ異なつておりますので、これはやむを得ないのじやないかと思つております。

もう一つは、法人擬制説の問題の点から来ております。この法人擬制説によりまして、あの制度というものはやむを得ない、政府としてもその方針をとつておられるようであります。それで調査会においても伺つたところでありまして、法人擬制説は捨てていない、こういうお話なのであります。それならば、各国の例にしまして、程度は違ひますけれども、やはり法人擬制説をとつて、特別の考慮を払つておるようでありますから、この点につきましては、今の三割が二割に下るといふことは、虐待されたことかと考えておるわけでございます。

○平岡委員 法人擬制説は、法人を個人にとつて飯の宿とすることなんです。所得は個人に帰属するという建前が法人擬制説だと思ひます。ですから、今あなたが、勤労者も配当控除の非課税の恩恵を受けるようになることが願ひしいとおっしゃつたのですけれども、現実に個人に帰属された所得の比較において、片や今度の改正案の二十七万円をこえれば課税されるのに、片や不労所得に對して百四十九万円まで非課税だといふこの政府の改正案を客觀的に見て、これをほんとうにいいとお考えですか。

○吉田公述人 ほんとうにいいと考えております。それで、書いたものでも常にそのことを説明しております。先ほどちょっとお話しがありましたように、二重課税の排除という点から申しまして、當然の措置だと思ひますが、その排除の仕方がまだ足りないといふふうに私も考へております。

○平岡委員 そうしますと、あなたのお考えでは、三〇％はやはり据え置いてほしい、こういうことですね。

○吉田公述人 そうです。

○平岡委員 そこで三〇％に据え置いた場合の計算をいたしますと、配当所得は五人家族で三百六十九万五千円まで非課税なんです。こういうひどいことになるわけですか。あなたと私の質疑は、だいぶ次元が違ひらしいのですから、これは議論になりますからこの程度でやめておきます。では今度あなたのベースに立つて一つの質問したいと思ひます。

目のかたきの預貯金の利子の恩恵とあなたの方と比べて、どうもわれわれは劣勢にある、こういうことであるらうと思うのですが、なおせんじ詰め

ますと、資産の投資の仕方が、預貯金に行つた場合にはその所在をくらまし得るのに、われわれの方は追及されて困る、こういうことに尽きると思ふのです。そういう点から、名義貸しの問題についても、あなたはジャスティフィケーションができそうに思ひになるかもしれませんが。そして今名義貸しの問題についても行政的にこれを緩和してほしい、こういうふうにおつしやつておられると思うのです。現在ある程度を出ますと、証券会社から税務署の方に申告しなければならぬ法規になつてゐると思ふのです。その申告基準というものをどういうふうに変えてほしいか、具体的な御意見がおありになりますればお伺ひしたい。

○吉田公述人 お答えいたします。今平岡先生のお話になつた通り考へております。それで實際の問題といたしましては、その限度の問題ということになりますと、これは証券業者の規模によつて、また預かりの量その他も非常に變つております。また地方によりまして非常に違つております。それにつきましては、大蔵省当局の方におかれて適當におきめ願ふことより仕方がないと思つております。私どもの方で相談をして、これがいいというような案は持つておりません。さようにお答えするよりほか仕方がないのでございます。

○平岡委員 ありがとうございます。

○山本委員長 それでは時間の関係等もございすから、質疑はこの程度でとどめます。

この際一言公述人の各位に御礼を申し上げます。本日は非常に御多忙中の

ところを公聴会に御出席をいただきまして、長時間にわたり貴重な、かつ忌憚のない御意見をお述べいただきましたことは、当委員会の審査のために非常に参考になりました。本委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。大へんどうもありがとうございます。(拍手)

これにて公聴会を終了いたします。
午後三時三十九分散会